

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月30日

【事業年度】 第80期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社立花エレテック

【英訳名】 TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊武雄

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門担当 住谷正志

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門担当 住谷正志

【縦覧に供する場所】 株式会社立花エレテック東京支社  
(東京都港区芝公園2丁目4番1号)

株式会社立花エレテック名古屋支社  
(名古屋市東区葵3丁目15番31号)

株式会社立花エレテック神奈川支店  
(横浜市中区長者町3丁目8番13)

株式会社立花エレテック神戸支店  
(神戸市中央区西町35番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高	(百万円)	172,856	155,915	149,890	130,871	116,539
経常利益	(百万円)	3,601	3,681	3,968	3,463	2,654
当期純利益	(百万円)	2,068	2,104	2,223	2,005	1,396
純資産額	(百万円)	27,136	31,284	32,745	33,031	32,549
総資産額	(百万円)	82,482	84,544	84,466	75,547	63,755
1株当たり純資産額	(円)	1,486.08	1,487.41	1,551.86	1,549.52	1,558.25
1株当たり当期純利益	(円)	121.94	99.41	105.74	94.37	66.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	118.30	97.64	105.02	94.29	-
自己資本比率	(%)	32.9	37.0	38.8	43.7	51.0
自己資本利益率	(%)	8.3	7.2	6.9	6.1	4.3
株価収益率	(倍)	9.5	13.1	11.3	8.8	10.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,910	4,915	4,225	638	2,968
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	400	2,185	2,015	1,397	642
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,358	1,059	1,233	486	1,304
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	6,945	8,764	9,741	8,401	9,125
従業員数	(名)	834	856	888	914	938

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。  
 3 純資産額の算定にあたり、第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 4 第80期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月
売上高 (百万円)	165,600	148,903	143,493	120,601	104,336
経常利益 (百万円)	3,325	3,454	3,705	3,132	2,256
当期純利益 (百万円)	1,921	2,002	2,067	1,775	2
資本金 (百万円)	5,277	5,583	5,629	5,692	5,692
発行済株式総数 (千株)	18,272	21,050	21,192	21,381	21,381
純資産額 (百万円)	26,284	30,232	31,561	31,621	30,033
総資産額 (百万円)	79,605	81,509	81,022	70,394	58,336
1株当たり純資産額 (円)	1,438.65	1,437.25	1,493.53	1,483.26	1,438.09
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	16.00 (6.00)	17.00 (7.00)	18.00 (9.00)	20.00 (9.00)	20.00 (10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	112.98	94.44	98.15	83.40	0.10
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	109.62	92.76	97.49	83.33	
自己資本比率 (%)	33.0	37.1	39.0	44.9	51.5
自己資本利益率 (%)	7.9	7.1	6.7	5.6	0.0
株価収益率 (倍)	10.3	13.8	12.2	9.9	6,901.1
配当性向 (%)	14.2	18.0	18.3	24.0	20,755.2
従業員数 (名)	725	728	754	773	786

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第76期の1株当たり配当額16円は、東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部上場記念配当2円を含んでおります。

3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

4 第77期の1株当たり配当額17円は、創業85周年記念配当2円を含んでおります。

5 純資産額の算定にあたり、第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

6 第80期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

## 2 【沿革】

大正10年 9月	大阪市北区において電気関係製品の卸売業と電気工事業を目的として個人経営で立花商会を創業
昭和 6年 2月	合資会社に改組、大阪市東区に移転
昭和22年 7月	三菱電機(株)と特約店契約を締結
昭和23年 7月	(株)立花商会を設立、本店を大阪市東区に置く
昭和23年12月	立花商会を吸収合併し、同社が締結した三菱電機(株)との特約店契約を継承
昭和32年 3月	東京都大田区に東京支店(現、東京支社 東京都港区)開設
昭和36年 5月	大阪市西区に本店移転
昭和36年 5月	堺市堺区に堺支店(現、南大阪支店)開設
昭和36年 7月	名古屋市千種区に名古屋支店(現、名古屋支社 名古屋市東区)開設
昭和37年 3月	三菱電機(株)との特約店契約を改め代理店契約を締結
昭和38年 5月	神戸市兵庫区に神戸営業所(現、神戸支店 神戸市中央区)開設
昭和41年 1月	東京都町田市に町田営業所(現、神奈川支店 横浜市中区)開設
昭和41年 9月	東京海上火災保険(株)(現、東京海上日動火災保険(株))の代理店として、損害保険並びに自動車損害賠償責任保険の取扱を開始
昭和41年12月	(株)第一サービス(現、(株)タチバナクリエート)を設立[現・連結子会社]
昭和45年 1月	貿易課を新設し、海外取引を開始(現、海外本部)
昭和49年 3月	一般建設業の建設大臣許可を取得
昭和49年 8月	特定建設業の建設大臣許可を取得
昭和54年 6月	立花冷暖房サービス(株)(現、立花イーエス(株))を設立[現・連結子会社]
昭和57年 8月	シンガポールにシンガポール駐在員事務所開設
昭和61年 5月	大阪証券取引所の市場第二部特別指定銘柄(新二部)に株式上場
昭和62年 8月	シンガポールのタチバナセミコンダクターズ(シンガポール)社(現、タチバナセールス(シンガポール)社)の全株式を取得[現・連結子会社]
昭和63年 5月	香港に香港駐在員事務所開設
平成 2年 9月	大阪証券取引所の市場第二部銘柄に指定
平成 4年 3月	香港のタチバナセミコンダクターズ(香港)社(現、タチバナセールス(香港)社)の全株式を取得[現・連結子会社]
平成 9年 2月	台湾に海外子会社の台湾立花股? 有限公司を設立[現・連結子会社]
平成11年 2月	研電工業(株)の全株式を取得[現・連結子会社]
平成12年 7月	(株)タチバナソリューションズブラザを設立[現・連結子会社]
平成13年 9月	「株式会社立花商会」から「株式会社立花エレクトック」に商号変更
平成14年12月	(株)タチバナセールス(香港)社の全額出資により立花機電貿易(上海)有限公司を設立[現・連結子会社]
平成15年 4月	アドバンスロジスティクス(株)を設立[現・連結子会社]
平成15年 4月	(株)立花マネジメントサービスを設立[現・連結子会社]
平成16年 3月	東京証券取引所の市場第二部に株式上場
平成16年 8月	(株)宏和工業の全株式を取得[現・連結子会社]
平成16年 8月	(株)太洋商会の全株式を取得[現・連結子会社]
平成17年 3月	東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部に指定
平成19年 1月	(株)タチバナセールス(香港)社の全額出資によりタチバナセールス(韓国)社を設立[現・連結子会社]
平成19年 3月	(株)タチバナセールス(シンガポール)社の全額出資によりタチバナセールス(バンコク)社を設立[現・連結子会社]
平成19年10月	(株)テクネットの株式を追加取得[現・連結子会社]

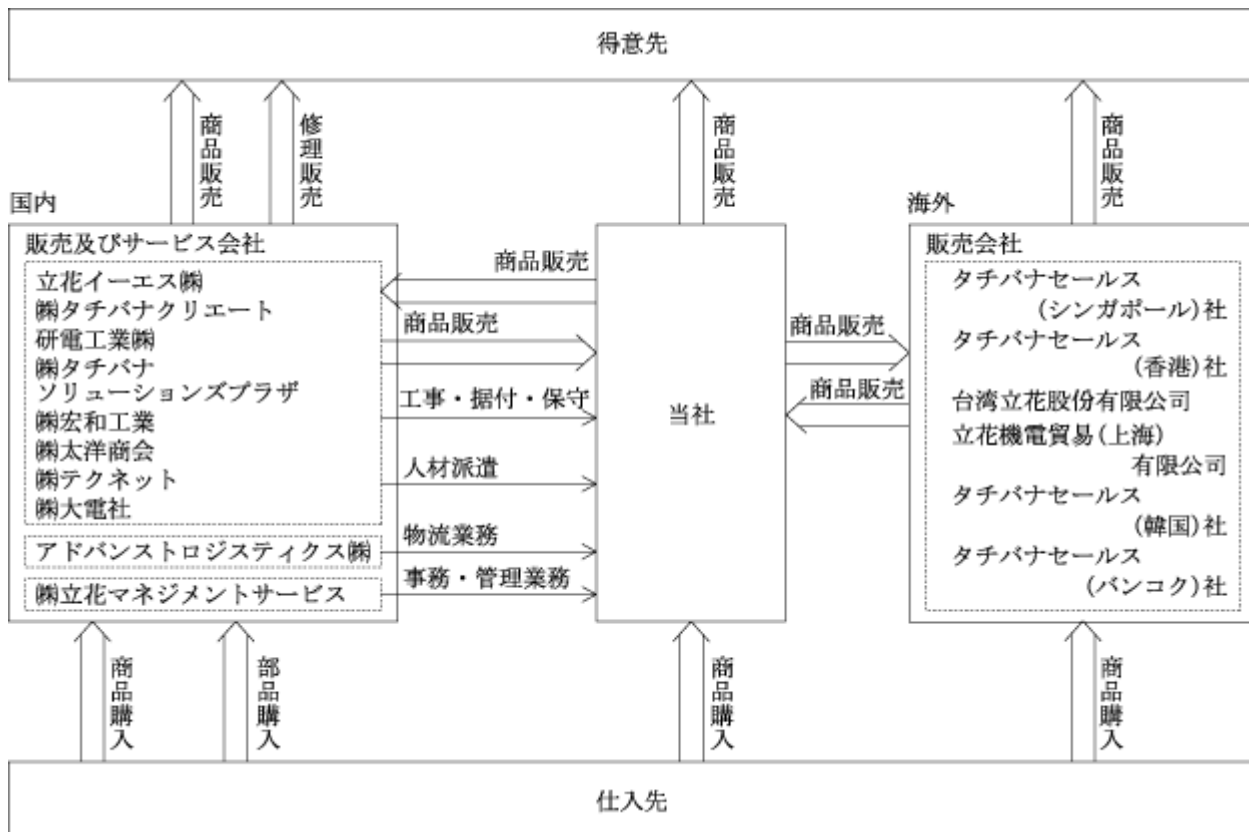
### 3 【事業の内容】

当社企業グループは、連結子会社15社及び関連会社1社で構成され、F A 機器、産業機械、半導体デバイス、情報機器、設備機器の販売を主にこれらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

当社企業グループを構成する連結子会社及び関連会社は、次のとおりであります。

連結子会社	立花イーエス(株)	冷暖房空調機器の据付、修理
	(株)タチバナクリエート	電気機器、家電品の販売、労働者の派遣
	研電工業(株)	電気機械器具の販売及び修理
	(株)タチバナソリューションズプラザ	移動体通信関連のソフトウェア開発、労働者の派遣
	(株)宏和工業	空調、衛生、給排水の管工事
	(株)太洋商会	電気機械器具の販売
	アドバンスロジスティクス(株)	商品の保管、配送業務の受託
	(株)立花マネジメントサービス	管理業務、事務処理業務の受託
	(株)テクネット	電気機械器具の販売
	タチバナセールス(シンガポール)社	半導体、半導体部品材料、電子デバイスの販売
	タチバナセールス(香港)社	半導体、防犯機器の販売
	台湾立花股? 有限公司	電気機器、電子機器の輸出入販売
	立花機電貿易(上海)有限公司	F A 機器、産メカ製品、半導体の販売
	タチバナセールス(韓国)社	半導体、電子デバイス品の販売
	タチバナセールス(バンコク)社	半導体、電子デバイス品の販売
関連会社	(株)大電社	電機、電子機器用部品の販売

以上の企業グループについて事業の系統図を示すと次のとおりであります。



- (注) 1 立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社は、タチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。  
2 タチバナセールス(バンコク)社は、タチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 立花イーエス㈱	大阪市西区	10	冷暖房空調機器 の据付、修理	100.0	空調、冷凍機器等の据付・修理サービ ス及び部品を当社へ販売 役員の兼任等... 1名
㈱タチバナクリエート	大阪市西区	10	電気機器、家電 品の販売、労働 者の派遣	100.0	三菱電機製電気機器を当社が販売 電気機器、家電品を当社へ販売 当社へ労働者派遣 役員の兼任等... 2名
研電工業㈱	大阪市 西淀川区	30	電気機械器具の 販売及び修理	100.0	三菱電機製電気機器を当社が販売 電気機器を当社へ修理販売 役員の兼任等... 2名
㈱タチバナソリューションズ ズブラザ	大阪市西区	10	移動体通信関連 のソフトウェア 開発、労働者の 派遣	100.0	情報通信関連システム製作を当社が 受託
㈱宏和工業	兵庫県西宮市	40	空調、衛生、給排 水の管工事	100.0	冷熱・空調機器等を当社が販売 役員の兼任等... 1名
㈱太洋商会	大阪市西区	10	電気機械器具の 販売	100.0	三菱電機製電気機器を当社が販売 役員の兼任等... 1名
アドバンスロジスティクス ㈱	大阪府茨木市	10	商品の保管、配 送業務の受託	100.0	商品の保管及び配送業務を同社が受 託 役員の兼任等... 2名
㈱立花マネジメントサービ ス	大阪市西区	10	管理業務、事務 処理業務の受託	100.0	連結子会社の管理業務、事務処理業務 を同社が受託 役員の兼任等... 1名
㈱テクネット	三重県 四日市市	10	電気機械器具の 販売	51.0	三菱電機製電気機器を当社が販売
タチバナセールス(シンガ ポール)社	シンガポール	千 S. \$ 200	半導体、半導体 部品材料、電子 デバイスの販売	100.0	ルネサステクノロジ製の半導体を 当社が販売 半導体を当社へ販売 役員の兼任等... 2名
タチバナセールス(香港)社	香港	千 H K. \$ 1,000	半導体、防犯機 器の販売	100.0	ルネサステクノロジ製の半導体を 当社が販売 半導体を当社へ販売 役員の兼任等... 2名
台湾立花股? 有限公司	台湾	千 N T. \$ 5,000	電気機器、電子 機器の輸出入販 売	100.0	電子部品、電子機器の調達及び販売 役員の兼任等... 2名
立花機電貿易(上海)有限公 司	中国(上海)	千 U S. \$ 200	F A 機器、産メ カ製品、半導体 の販売	100.0 (100.0)	三菱電機製 F A 機器、産メカ製品及び ルネサステクノロジ製の半導体を 当社が販売 役員の兼任等... 2名
タチバナセールス(韓国)社	韓国	千ウォン 250,000	半導体・電子デ バイス品の販売	100.0 (100.0)	ルネサステクノロジ製半導体を当社 が販売 役員の兼任等... 3名
タチバナセールス(バンコ ク)社	タイ	千バーツ 15,000	半導体・電子デ バイス品の販売	100.0 (100.0)	半導体を当社が販売 役員の兼任等... 2名
(持分法適用関連会社) ㈱大電社 (注) 2	大阪市浪速区	1,731	電気器具製品、 機械器具製品の 販売	31.7	三菱電機製電気機器を当社が販売 役員の兼任等... 3名

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

2 有価証券報告書提出会社であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	938
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 連結会社では、事業部門別の把握が困難であるため記載しておりません。

### (2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
786	39.6	14.6	6,594

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

連結会社には労働組合は組織されておらず、該当事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における当社企業グループの業績は、年央からのサブプライムローン問題に端を発する混乱から信用収縮や企業収益の急速な悪化に加え、厳しい雇用情勢、低調な個人消費など厳しい経済状況に陥り、産業界全体の急激な設備投資の落ち込みと同時に行われた在庫調整による景気下落に左右されました。

このような情勢のなかで当社企業グループは、体質改善プロジェクト「C.A.P.U.P1500」を策定し営業力・人間力の強化を目指し体質強化への取り組みを実施してまいりました。営業力強化におきましては、電機・電子業界の中にある技術商社として、各事業部門のミッションを基軸に、ソリューション事業を中心としたエンジニアリングの深化に努めるとともに、加工ビジネスやオリジナル製品の開発などに注力してまいりました。また、人間力強化では、研修センター「立志館」を活用し語学教育など総合的な人材の育成に努めてまいりました。一方、海外事業戦略として社内カンパニーである立花オーバーシーズホールディング社の統括の下、中国や東南アジアを中心に現地法人における基盤強化を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,165億39百万円（前年同期比11.0%減）、営業利益は26億1百万円（前年同期比25.6%減）、経常利益は26億54百万円（前年同期比23.3%減）、当期純利益は13億96百万円（前年同期比30.4%減）となりました。

売上げの概況は次のとおりであります。

〔F Aシステム事業〕 売上高：574億37百万円（前年同期比 3.2%減）

F A機器分野は、ビル・工場の設備投資に支えられ、ノーヒューズブレーカーや電磁開閉器が堅調に推移するとともに省エネ用の高効率トランスが好調に推移いたしました。液晶製造装置メーカーをはじめ一般製造装置メーカーの急激な生産調整により、プログラマブルコントローラ並びにサーボモータなどの駆動制御機器が減少し、分野全体として低調な推移となりました。産業機械分野は、特装車輛関連に電子ビーム加工機やPDP（プラズマディスプレイパネル）関連に自動化設備が好調に推移いたしました。自動車や建機関連の設備投資の先送りなどによる受注減少が厳しく、電気加工機やレーザー加工機が大幅に減少し、分野全体として低調な推移となりました。F A設備分野は、鉄鋼プラント向けの工場設備や大型受配電設備の受注が売上に貢献いたしました。その結果、事業全体としては前年同期比3.2%の減少となりました。

〔半導体デバイス事業〕 売上高：380億99百万円（前年同期比 15.0%減）

半導体分野は、光通信モジュールが好調に推移するとともにテレビ用ASICが順調に推移いたしました。自動車や家電製品などの民生分野の在庫調整により、カーエレクトロニクス向けマイコンやエアコン用パワー素子の減少が厳しく、分野全体として減少いたしました。電子デバイス分野は、複写機用密着イメージセンサが概ね前年並みを確保いたしました。店舗用端末の液晶パネルやプロジェクター用光源ランプが減少するなど、分野全体として大幅な減少となりました。その結果、事業全体としては前年同期比15.0%の減少となりました。



〔情報通信事業〕 売上高：51億89百万円（前年同期比 38.7%減）

コンピューター分野は、情報セキュリティに優れたシンクライアント端末が概ね順調に推移いたしましたが、特殊端末の受注減少により、低調な推移となりました。通信分野は、設備投資の先送りにより入退場管理などのRFIDタグシステムが減少し、また、PHS基地局の委託生産が終息したことにより、分野全体として大幅に減少いたしました。映像分野は、大型物件の受注により監視カメラが伸びていましたが、主要顧客向け大型映像システムなどの受注減少が厳しく、分野全体として大幅に減少いたしました。その結果、事業全体としては前年同期比38.7%の減少となりました。

〔施設事業〕 売上高：118億68百万円（前年同期比 5.8%減）

設備機器分野は、住宅着工戸数の減少により換気扇が減少いたしました。省エネ・CO<sub>2</sub>削減などの環境意識の浸透もありルームエアコンやパッケージエアコンなどの空調機器やエコキュート（電気温水器）などのオール電化製品が成果を上げ、分野全体として順調に推移いたしました。ビル工場設備分野は、エレベーターが順調に推移いたしましたが、大型物件の受注減少により特高受配電設備が減少するなど低調な推移となりました。その結果、事業全体としては前年同期比5.8%の減少となりました。

〔その他〕 売上高：39億44百万円（前年同期比 30.0%減）

貿易関係は、鉄道車輛向け内装金具などの金属加工品や立体駐車場用金属部材が伸びていましたが、半導体の生産調整の影響が大きくエレクトロニクス関連製品のキャリアテープが大幅に減少いたしました。また、急激な家電製品の需要減少によりチップコンデンサー用ニッケルペーストなどの電子部品材料が減少いたしました。その結果、前年同期比30.0%の減少となりました。

所在地別セグメントは次のとおりであります。

〔日本〕 売上高：1,072億70百万円、営業利益：22億88百万円

F A 設備分野の鉄鋼プラント向け工場設備などが売上に貢献いたしました。世界経済の急速な減速により、F A 機器、産業機械、半導体、情報通信機器など全般にわたり減少しました。

〔アジア〕 売上高：114億79百万円、営業利益：3億13百万円

日系家電メーカーの現地開発拠点及び現地進出の日系メーカーへの積極的な拡販活動により、マイコンやカスタムICなど半導体が好調に推移し、アジア地区の売上は伸びていましたが、中国経済の伸び悩みにより当初計画を上回るには至りませんでした。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当社企業グループの当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、91億25百万円となり、前連結会計年度末より7億23百万円増加しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、29億68百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前当期純利益20億21百万円、売上債権の減少額80億45百万円や未収入金の減少額10億7百万円などの増加と、仕入債務の減少額85億33百万円、法人税等の支払額11億61百万円などの減少によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、6億42百万円の支出となりました。主な内容は有形固定資産の

取得による支出 1 億38百万円、無形固定資産の取得による支出 1 億76百万円などであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、13億 4 百万円の支出となりました。主な内容は長期借入金の返済による支出 4 億68百万円、自己株式の取得による支出 3 億62百万円、配当金の支払による支出 4 億36百万円などであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
F Aシステム事業	57,437	96.8
半導体デバイス事業	38,099	85.0
情報通信事業	5,189	61.3
施設事業	11,868	94.2
その他	3,944	70.0
合計	116,539	89.0

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当連結会計年度より、従来の「商品分野別」から「事業分野別」に変更しております。

### (2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
F Aシステム事業	50,481	100.5
半導体デバイス事業	30,436	74.3
情報通信事業	4,391	59.7
施設事業	10,730	94.9
その他	4,532	72.9
合計	100,573	86.6

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記金額は、実際仕入額によっております。

3 当連結会計年度より、従来の「商品分野別」から「事業分野別」に変更しております。

### 3 【対処すべき課題】

未曾有の不況によって経営環境は厳しさを増しておりますが、その中において当社企業グループは来るべき飛躍の時機に向けてより強い経営の基盤づくりに努めるとともに、臆することなく新規事業にも積極果敢に取り組む事業戦略を実行してまいります。

具体的には、環境エネルギー分野などの成長市場に目を向けた「新規事業への挑戦」、また「C.A.P. UP 1500」を梃子としての「徹底した体質強化の推進」、これらの取り組みを着実に実践していく中で、技術商社としてのトータルソリューションの強化を図ってまいります。

#### (1) 新規事業への挑戦

F Aシステム・情報通信・施設の3事業にまたがるシステム案件の受注を推進するソリューション事業やEMS（電子部品受託製造サービス）事業といった全社戦略事業を本格化させることに加えて、本年4月に「環境エネルギー本部」を設立いたしました。

「環境エネルギー本部」は、成長市場として期待されるクリーンエネルギーの分野において太陽光発電システム、風力発電システム、燃料電池の普及を目的とした組織で、それらの商材の仕入から販売、施工までの一貫した取り組みを推進してまいります。

政府は、クリーンエネルギーの導入を促進するために、企業支援策の推進や税優遇措置などを計画しており、まずは、当社の半導体デバイス事業の販売先である電子機器メーカーやF Aシステム事業の顧客層である中小規模の工場に太陽光発電システム等の需要を開拓してまいります。太陽光発電システムを既存工場設備に普及させるためには、建物構造も含めたトータルシステム設計が必要であり、技術商社としてわれわれが取り組むべき大きな市場であると考えております。今後、環境関連やエネルギー関連は、世界的に大きな市場になると予想され、当社としても息の長いテーマとして捉え、当社の事業の柱に育てべく注力してまいります。

#### (2) 徹底した体質強化の推進

めまぐるしく急激に変化する経済・社会環境のもと、将来は現在の延長線上になく、さらにこの厳しい競争社会で発展し続けるためには、強い体質の会社に生まれ変わる必要性を強く認識し、今回、体質改善プロジェクト「C.A.P. UP 1500」をスタートさせました。

「C.A.P. UP 1500」は、社員一人ひとりが実行力、実現力を高めることで、組織として最大の力を発揮することを目指すもので、成果創出に向け全社を挙げて強力に推進してまいります。

C : C A P A B I L I T Y （・・・出来る能力）

A : A B I L I T Y （実際に物事が出来る能力、才能、手腕、実力、力量）

P : P O W E R （・・・する実行力）

1500 : 当社単体での売上高1,500億円の達成に向けて

また、商品知識、技術知識、施工能力についてもその向上を図るとともに、営業活動、業務処理、組織管理などのあらゆる面において創意工夫をもって実施いたします。

こうした取り組みを通じて、複雑・多様化する市場のニーズに、より一層的確に対応できる企業を目指します。

#### (3) 買収防衛策について

当社は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)において、株主の皆様の承認を得て、大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)[注1](以下、「大規模買付者グループ」という。)の議決権割合[注2]を20%以上とすることを目的とする当社株券等[注3]の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)に関する対応策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本プラン導入の背景について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様ご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様ご利益に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様ご利益が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主様共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買付行為の対象となった場合、当社や株主の皆様ご利益に資するものであるか否かを株主の皆様ご合理的かつ適切にご判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要・十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を速やかに、株主の皆様ご提供することが不可欠です。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様ご合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買付防衛策として設定した後記 ． に記載の本プランを導入し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

## ． 本プランの内容

### 1． 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買付対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール(以下、「大規模買付ルール」という。)に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様ご合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」という。)の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した後記 ． 2． (5)に記載の特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置(以下、「対抗措置」という。)を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。

当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重してもなお、特別委員会の勧告の内容と異なる判断に至った場合は、対抗措置の発動の賛否について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めます。

## 2. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為が実行される前に、株主の皆様合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するために、大規模買付情報の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始することを認めるといいます。

大規模買付ルールは、次のとおりです。

### (1) 大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、大規模買付者に対し、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出いただくことといたします。本意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為の概要を明示するとともに大規模買付ルールを遵守する旨を表明していただきます。

### (2) 大規模買付情報の提供とその開示

当社取締役会は、本意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者に対し交付し、速やかに当該情報のリストに記載された情報を提供していただきます。

当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合、当社が定める期限までに、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、速やかに特別委員会に対して提供するとともに株主の皆様にも情報開示いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができます。

なお、当社取締役会は大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了したことを、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報は、次のとおりです。

#### 大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付者グループ(共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の具体的名称、資本構成または主要出資者(組合員その他の構成員を含みます。)及びその経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験並びに当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報またはセグメント情報など

#### 第三者との連絡

大規模買付行為に際して、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

#### 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、買付方法の適法性など(過去の大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況なども含みます。)

#### 買付対価の算定根拠

買付対価の算定の前提となる事実(数値情報)及び仮定事実、算定方法、算定を行った企業ないし担当者、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される影響額及びその算定根拠等

#### 大規模買付行為の実行に関する資金の裏付け等

大規模買付行為に要する見込み買付資金総額、大規模買付行為資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、資金調達の方法、関連する取引の内容

#### 買付後の経営方針、事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社企業グループの経営方針、事業計画(とくに業種・業態転換の可能性)、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策及びその計画実現の可能性とリスクの有無

#### 利害関係者の処遇方針

大規模買付行為完了後における当社及び当社企業グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

その他、当社取締役会あるいは特別委員会が合理的に必要と判断する情報

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)が次のとおり与えられるものいたします。

対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60日間

その他の大規模買付行為の場合 90日間

ただし、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものいたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

### (4) 取締役会による評価意見並びに代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示いたします。

当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができるものいたします。

### (5) 特別委員会

#### 特別委員会に対する諮問と勧告

当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より前記 2.(1)に記載の「大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出」がなされた場合、または大規模買付行為に関する提案、あるいは大規模買付行為が行われた場合の対応方針についての諮問をするために特別委員会を招集いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、特別委員会に対して、速やかに提供いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができるものとし、

当社取締役会は、大規模買付行為に対する評価意見あるいは代替案等を特別委員会に提

出すことができます。

特別委員会は、当社の費用負担をもとに、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができるものとし、当社取締役会から提出のあった評価意見あるいは代替案等について意見を述べるることができるほか、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、特別委員会による勧告の概要その他必要と認められる事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとします。

また、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

#### 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役、弁護士、公認会計士、社外の有識者の中から選定します。

設置当初における特別委員会の委員は、社外取締役辻川正人氏、社外監査役大谷康弘氏、社外有識者半林 亨氏及び田邊光政氏の4名が就任しております。

#### (6) 株主意思の確認手続き

評価期間満了後、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて決議いたしますが、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様の意思を尊重する主旨から、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、可及的速やかに株主の皆様に判断していただくことができるものといたします。

なお、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思確認は、会社法上の株主総会(以下、「株主確認総会」という。)による決議によるものといたします。

当社取締役会が、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主確認総会を開催する旨の決議を行った場合には、株主確認総会を開催する旨並びに開催の判断に至った理由を速やかに開示いたします。

当社は、株主確認総会の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動または発動しないことといたします。

当社は、株主の皆様の意思の尊重を明確にするために、本プランの対抗措置の決定機関等を明確にするために、当社定款の改正を実施いたしました。

なお、当社取締役会は、株主確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下、「本基準日」という。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものといたします。

株主確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。

株主確認総会の決議は、当社定款第42条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものといたします。

当社取締役会は、株主確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更または株主確認総会の延期若しくは中止をすることができるものといたします。

大規模買付者は、株主確認総会終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものといたします。

#### (7) 大規模買付行為の開始について

大規模買付行為は、評価期間経過後または株主確認総会の終了後にのみ開始されるものといたします。



(8) 本プランの有効期間と廃止及び変更

有効期間

本プランの有効期間は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までといたします。

株主総会決議による廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間中であっても、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランにつきご承認をいただいた株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、当社取締役の任期は1年でありますので、毎年新たに選任された取締役による定時株主総会直後の取締役会において、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行うものいたします。

廃止または変更に関する情報開示

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びそれらの内容について、情報開示を速やかに行います。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針と対抗措置の発動判断等

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示を行うに留め、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を行わない旨の決議をいたします。

もっとも、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、次に記載の から に該当する場合、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反すると判断した場合、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様意思を尊重する主旨から、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様にご覧いただき当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かについて決議していただくことといたします。

当社取締役会は、以下の から に該当すると合理的に判断した場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反する場合に該当するものと考えます。

株式を買い占め、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合

大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと合理的に判断される場合

大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に判断される場合

その他、ないしに準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

(2) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、引き続き大規模買付情報の提出を求めるとともに大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき、または株主意思の確認手続きに進むべきとの判断を行った場合を除き、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の決議により対抗措置を発動できるものといたします。

(3) 対抗措置の発動の判断

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会あるいは株主確認総会の決議に基づき、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものとします。

当社取締役会が、取締役会決議に基づき、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。

(4) 対抗措置の発動後における中止等

当社取締役会は、下記のような事情がある場合には、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認める範囲で対抗措置の中止を含む新たな措置を行うことができるものとします。

当該対抗措置決定後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

当該対抗措置決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反しないと合理的に判断できるなど対抗措置を遂行することが相当でないとき当社取締役会が判断するに至った場合  
上記の場合、当社取締役会は、対抗措置の中止を含む判断を行い、これを特別委員会に報告するものとし、速やかに情報開示を行います。

## ・ 本プランの合理性

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」が定めた三原則の要件(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。

### 2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までとし、有効期間を定めます。

なお、本プランが有効期間前であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランが廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様の意思に基づくものと考えております。

### 3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

### 4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て対抗措置の発動を決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めるものとします。

## ・ 株主・投資家に与える影響等

### 1. 本プランの導入時に与える影響等

本株主総会決議に基づき本プランの導入につきご承認いただくのみであり、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

### 2. 対抗措置の発動時に与える影響等

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置を発動する場合には、株主の皆様あるいは投資家の皆様(大規模買付者は除きます。)の法的権利または経済的価値を損なうことのない措置を講じるものいたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合は、速やかに情報開示いたします。

### 3. 対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合における株主の皆様の手続き

対抗措置として、当社株主総会あるいは当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。係る基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様には、新株予約権が無償で割当てられますので、名義書換がお済みでない当社株式を保有されている株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続きを行っていただく必要があります。

### 4. 対抗措置の発動後(新株予約権無償割当ての場合)の中止時に与える影響

新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に、当社取締役会が新株予約権無償割当ての発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 〔注1〕大規模買付者及びそのグループ

- ( ) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または
- ( ) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

#### 〔注2〕議決権割合

- ( ) 大規模買付者及びそのグループが、注1の( )記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または
- ( ) 大規模買付者及びそのグループが、注1の( )記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

#### 〔注3〕株券等

株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

#### 4 【事業等のリスク】

当社企業グループの経営成績及び財政状況などに重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社企業グループが判断したものであります。

##### (1) 経済状況の変動について

当社企業グループは、電子・情報機器製品並びに半導体デバイス製品の販売を主な事業とする企業であり、取引先は製造業を中心としながらも幅広い業種に及んでおります。各取引先の状況は、経済状況の変動により、その各々の業界における需要の低下や設備投資の減少などにより影響を受けるため、当社企業グループの経営成績及び財政状態もその影響を受ける可能性があります。

##### (2) 主要取引先との関係について

当社企業グループの主な取扱品目は、インバータ、サーボ、プログラマブルコントローラなどのF A 機器製品とメモリー、マイコン、A S I Cなどの半導体製品であり、仕入先としては、三菱電機株式会社並びに株式会社ルネサス販売からの仕入が中心となっております。従いまして、当社企業グループの経営成績及び財政状態は、これら主要仕入先の事業戦略などにより影響を受ける可能性があります。また、当社企業グループが商品を供給している主要取引先についてもその市場戦略、商品戦略の動向により同様に影響を受ける可能性があります。

##### (3) 製品の品質と責任について

当社企業グループが販売するシステムや独自に開発したソフトウェアについては、その一部の製品作りにおいて外部の会社を活用する場合があります。

製品の品質管理については品質保証の専任部署を設置し、取引先に対して品質保証が維持できるよう努めておりますが、提供した製品やサービスに欠陥などの問題があった場合には、当社企業グループとして、そのことによって生じた損害の責任を負う可能性があります。

##### (4) 債権回収について

当社企業グループは、取引先の定期調査分析を実施するなど、与信管理に細心の注意を払っておりますが、取引先の資金繰りの急激な悪化や倒産などにより、債権が回収不能となり貸倒損失が発生する可能性があります。

##### (5) 為替レートの変動について

当社企業グループの事業には海外顧客への商品販売及び海外仕入先からの調達があります。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表上円換算されております。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、為替相場の変動により円換算後の数値が影響を受ける可能性があります。

当社企業グループは、外国為替相場の変動リスクを軽減するため、先物為替予約等による通貨ヘッジ取引を行ない、米ドル及び円を含む主要通貨間の為替レートの変動による影響を最小限に止める努力をしておりますが、為替予約のタイミングや急激な為替変動は、当社企業グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務構造について

当社企業グループは、売上債権の回転期間と比較して仕入債務の回転期間が短くなっており、そのため、売上の増加に伴い運転資金の需要が発生することから、この運転資金を金融機関など外部から調達する財務構造となっております。

このため、今後の当社企業グループの販売動向、金融市場での金利動向及び金融機関の貸出姿勢の変化により、当社企業グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(7) 退職給付債務について

当社企業グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算で設定される前提条件や年金資産の期待収益率で算出されます。

今後の割引率の低下や運用利回りの変化により、退職給付費用の増加をもたらす可能性があります。

(8) 重要な訴訟事件等について

当連結会計年度中において係争中である重要な訴訟は、「第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(2)〔その他〕」に記載のとおりであります。その結果を予測することは困難ですが、当社企業グループにとって不利な結果が生じた場合、当社企業グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

平成21年3月31日現在における主な代理店契約等は次のとおりであります。

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
(株)立花エレクトック	三菱電機(株)	機器事業部扱い製品の特約販売	昭和59年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
		半導体製品の特約販売	平成8年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
		通信・NTT事業部扱い製品の販売	平成12年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
		社会システム事業部・社会情報システム事業部扱い製品の販売	平成14年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	(株)ルネサス販売	半導体の販売	平成15年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	東京海上日動火災保険(株)	損害保険、自動車損害賠償責任保険	平成13年4月から無期限
(株)立花エレクトック	Atmel Sarl	半導体の日本、香港、中国における販売	平成18年9月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	タッチパネル・システムズ(株)	タッチパネルモニターの販売	平成13年2月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	アバゴ・テクノロジー(株)	半導体の日本国内における非独占的特約販売	平成19年8月から1か年 (1年ごとの自動更新、自動更新は最長2回まで)

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社企業グループが判断したものであります。

### (1) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度における資産合計は637億55百万円となり、前連結会計年度に比べ117億92百万円減少いたしました。

流動資産は528億37百万円となり、前連結会計年度に比べ102億70百万円減少いたしました。この主な要因は、売上高の減少に伴う受取手形及び売掛金の減少87億35百万円と未収入金の減少10億13百万円によるものであります。

固定資産は109億17百万円となり、前連結会計年度に比べ15億22百万円減少いたしました。この主な要因は、株価下落に伴い投資有価証券が18億39百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度における負債合計は312億5百万円となり、前連結会計年度に比べ113億10百万円減少いたしました。

流動負債は305億19百万円となり、前連結会計年度に比べ105億89百万円減少いたしました。この主な要因は、仕入高の減少に伴う支払手形及び買掛金の減少91億39百万円と未払法人税等の減少4億18百万円によるものであります。

固定負債は6億86百万円となり、前連結会計年度に比べ7億21百万円減少いたしました。この主な要因は、繰延税金負債が5億87百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度における純資産合計は325億49百万円となり、前連結会計年度に比べ4億82百万円減少いたしました。この主な要因は、利益剰余金の増加9億50百万円やその他有価証券評価差額金の減少7億85百万円及び為替換算調整勘定の減少2億94百万円によるものであります。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

#### 売上高

景気悪化の影響を受けて、売上高は、前連結会計年度より143億31百万円減少し、1,165億39百万円（前年同期比11.0%減）となり、すべての事業分野において減少いたしました。半導体デバイス事業分野におけるカーエレクトロニクス向けマイコンやエアコン用パワー素子の不振、情報通信事業分野におけるPHS基地局の委託生産の終息などが主たる減少の要因であります。

#### 売上原価、販売費及び一般管理費

売上高の減少に伴い売上原価は、前連結会計年度より138億21百万円減少し、1,019億13百万円（前年同期比11.9%減）となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は、利益率の改善などを反映して1.0ポイント改善し、87.4%となっております。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度より3億82百万円増加し、120億24百万円（前年同期比3.3%増）となりました。これは、人員の増加に伴う人件費の増加、経営体質の強化に向けた業務効率化のためのシステム構築などによる一般管理費の増加によるものであります。

#### 営業外損益

営業外収益は、前連結会計年度より46百万円減少し、3億64百万円（前年同期比11.3%減）となりました。営業外費用は、前連結会計年度より1億30百万円減少し、3億10百万円（前年同期比29.7%減）となりました。これらの主な要因は、為替差損益の改善によるものであります。

#### 経常利益

経常利益は、前連結会計年度より8億8百万円減少し、26億54百万円（前年同期比23.3%減）となりました。売上高経常利益率は、前連結会計年度より0.3ポイント減少の2.3%となりました。

#### 特別損益

特別利益は、前連結会計年度より70百万円減少し、11百万円（前年同期比86.6%減）となりました。これは、前連結会計年度に計上した社員寮建替えに伴う土地売却による固定資産売却益の影響によるものであります。特別損失は、前連結会計年度より5億52百万円増加し、6億44百万円（前年同期比603.9%増）となりました。この主な要因は、投資有価証券評価損が前連結会計年度より増加したことによるものであります。

#### 法人税等調整額

海外子会社の配当課税の制度変更に伴い、繰延税金負債の一部を取崩したことなどにより法人税等調整額は1億36百万円となりました。

#### 当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度より6億9百万円減少し、13億96百万円（前年同期比30.4%減）となりました。

### (3) 戦略的現状と見通し

今後の見通しといたしましては、世界的な景気悪化は、当社の関連する業界にも深刻な影響をもたらしております。特にエレクトロニクス関連業界を中心として幅広い分野にわたって業績は低迷しており、本格的な景気回復にはしばらく時間がかかるものと思われまます。

当社企業グループは、このような状況を将来の成長基盤を強化するための好機と捉え、「改革・革新」をキーワードに環境・エネルギービジネスなどの新規事業への挑戦と営業力の飛躍的強化などの体質強化を推進するとともに、「従来どおり」の枠組みから脱却し、創意と工夫をもってあらゆる面での取り組み方を見直し、業容の拡大に努めてまいります。

具体的には、対処すべき課題の〔新規事業への挑戦〕及び〔徹底した体質強化の推進〕に記載のとおりであります。



(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

第2「事業の状況」 1「業績等の概要」 (2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

資金需要

当社企業グループの運転資金需要のうち主なものは、仕入から回収までの資金立替、販売費及び一般管理費等の営業費用等であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

特記すべき事項はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(単位 百万円)					従業員数 (名)	
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース資産	土地 (面積㎡)		合計
本社 (大阪市西区)	営業設備	1,965	3	98		271 (1,191)	2,338	440
東京支社 (東京都港区)	営業設備	12		9		( )	21	140
名古屋支社 (名古屋市東区)	営業設備	2		1		( )	4	49
神奈川支店 (横浜市中区)	営業設備	3		1		( )	5	14
南大阪支店 (堺市堺区)	営業設備、 研修所及び社員寮	629		12		8 (842)	651	12
神戸支店 (神戸市中央区)	営業設備	1		0		( )	1	25
東京物流センター (横浜市鶴見区)	営業設備	2	0	0		72 (704)	76	1

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

##### (2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(単位 百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース資産	土地 (面積㎡)		合計
研電工業(株)	本社 (大阪市西淀川区)	営業設備 及び工場	26	4	1		( )	32	24
(株)宏和工業	本店 (兵庫県西宮市)	営業設備	11				49 (238)	61	
	尼崎支店 (兵庫県尼崎市)	営業設備 及び工場	8	0	0		46 (495)	56	19

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

##### (3) 在外子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(単位 百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース資産	土地 (面積㎡)		合計
タチバナセールス (シンガポール)社	本社 (シンガポール)	営業設備			5		( )	5	8
タチバナセールス (香港)社	本社 (香港)	営業設備		2	8		( )	11	37
台湾立花股? 有 限公司	本社 (台湾)	営業設備			0		( )	0	3
立花機電貿易 (上海)有限公司	本社 (中国・上海)	営業設備			0		( )	0	16
タチバナセールス (韓国)社	本社 (韓国)	営業設備			0		( )	0	1
タチバナセールス (バンコク)社	本社 (タイ)	営業設備			1		( )	1	4

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,381,102	21,381,102	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	21,381,102	21,381,102		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成17年8月8日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	840個 1	840個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	84,000株 2	84,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,161円 3	1,161円 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,161円 資本組入額 581円	発行価格 1,161円 資本組入額 581円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成21年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、平成17年10月17日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	210個 1	210個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株 2	21,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,189円 3	1,189円 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,189円 資本組入額 595円	発行価格 1,189円 資本組入額 595円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	八 同左  同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



当社は、平成18年4月10日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	370個 1	370個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	37,000株 2	37,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,343円 3	1,343円 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,343円 資本組入額 672円	発行価格 1,343円 資本組入額 672円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	八 同左  同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。新株予約権の質入及び相続は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年12月3日 (注) 1	300,000	16,752,757	156	4,382	156	4,186
平成17年3月12日 (注) 2	1,350,000	18,102,757	797	5,180	795	4,982
平成17年3月28日 (注) 3	150,000	18,252,757	88	5,269	88	5,071
平成17年3月31日 (注) 4	20,000	18,272,757	8	5,277	8	5,079
平成17年5月20日 (注) 5	1,827,275	20,100,032		5,277		5,079
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 6	950,620	21,050,652	306	5,583	305	5,384
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 7	141,690	21,192,342	45	5,629	45	5,430
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 7	188,760	21,381,102	62	5,692	62	5,492

(注) 1 第三者割当 発行価格1,040円 資本組入額520円

割当先：(株)ルネサステクノロジ ミヨシ電子(株)

2 有償一般募集 発行価格1,252円 発行価額1,180.61円 資本組入額591円

3 第三者割当 発行価格1,180.61円 資本組入額591円

割当先：野村證券(株)

4 新株引受権(ストックオプション)の権利行使による増加

5 平成17年5月20日に、平成17年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、所有株式数を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

6 新株引受権(ストックオプション)及び新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加

7 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		34	16	102	53	1	2,401	2,607	
所有株式数(単元)		57,542	448	69,712	11,276	1	74,292	213,271	54,002
所有株式数の割合(%)		26.98	0.21	32.69	5.29	0.00	34.83	100.00	

(注) 1 自己株式496,776株は、「個人その他」の欄に4,967単元及び「単元未満株式の状況」の欄に76株含めてそれぞれ記載しております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数と同一であります。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,601	7.49
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1番1号	1,232	5.76
立花エレクトック従業員持株会	大阪市西区西本町1丁目13番25号	983	4.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	901	4.22
株式会社きんでん	大阪市北区本庄東2丁目3番41号	628	2.94
株式会社ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	618	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	568	2.66
立花浪子	兵庫県芦屋市	434	2.03
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	431	2.02
佐竹千草	兵庫県芦屋市	408	1.91
計		7,809	36.53

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 上記のほか、当社が保有する自己株式が496千株(2.32%)あります。

3 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 568千株

4 立花浪子氏は平成19年5月4日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 496,700		
	(相互保有株式) 普通株式 103,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,727,000	207,270	
単元未満株式	普通株式 54,002		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	21,381,102		
総株主の議決権		207,270	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

## 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社立花エレクトック	大阪市西区西本町 1丁目13番25号	496,700		496,700	2.32
(相互保有株式) 株式会社大電社	大阪市浪速区日本橋西 1丁目6番17号	103,400		103,400	0.48
計		600,100		600,100	2.81

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年3月14日)での決議状況 (取得期間 平成20年3月17日～平成20年5月23日)	200,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	7,400	6,319,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	192,600	293,680,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	96.3	97.9
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	96.3	97.9

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年9月16日)での決議状況 (取得期間 平成20年9月17日～平成20年9月17日)	200,000	165,800,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	182,400	151,209,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	17,600	14,590,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	8.8	8.8
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	8.8	8.8

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年12月8日)での決議状況 (取得期間 平成20年12月9日～平成21年3月16日)	400,000	400,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	243,800	204,087,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	156,200	195,912,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	39.1	49.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	39.1	49.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,538	1,252,311
当期間における取得自己株式	152	103,527

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他	319	257,602	80	66,154
保有自己株式数	496,776		496,848	

(注) 1 当事業年度におけるその他の株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡しであります。  
2 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

利益配分につきましては、将来の経営環境の変化に対応できるよう、財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款で定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円といたしました。これにより中間配当金10円と合わせまして、年間配当金は1株当たり20円とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、総合的な企業体質の強化と将来の業容拡大に備えるものであります。

また、自己株式の取得につきましては、当社の財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策の一つとして、実施時期および実施規模も含め、適切に対応してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月10日	211	10
平成21年5月25日	208	10

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,355	1,340	1,373	1,226	990
最低(円)	1,000	1,016	1,053	745	541

(注) 株価は、平成17年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	794	745	887	928	828	770
最低(円)	541	595	616	797	691	657

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。



5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	社長 執行役員	渡 邊 武 雄	昭和20年6月29日生	昭和43年3月 平成5年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成15年6月 平成18年6月 当社入社 当社海外本部長 当社取締役海外本部長に就任 当社取締役海外事業本部長に就任 当社代表取締役社長に就任 当社代表取締役社長 代表執行役員に就任 当社代表取締役社長 社長執行役員に就任(現任)	(注)4	87
取締役	相談役執行 役員北陸支 店担当、韓 国担当	佐々木 正 也	昭和13年5月1日生	昭和44年5月 平成4年4月 平成6年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年6月 当社入社 当社電子デバイス本部長 当社取締役電子デバイス本部長、 全社電子デバイス担当に就任 当社常務取締役半導体デバイス事 業担当に就任 当社専務取締役東京支社長、半導 体デバイス事業担当に就任 当社代表取締役専務東京支社長、 北陸支店担当に就任 当社代表取締役専務 執行役員 東 京支社長、北陸支店担当に就任 当社代表取締役 専務執行役員 東 京支社長、北陸支店担当に就任 当社代表取締役 専務執行役員全 社営業担当、北陸支店担当に就任 当社取締役 相談役執行役員北陸 支店担当、韓国担当に就任 (現任)	(注)4	30
取締役	専務執行役員 F A シス テム事業担 当、神戸支 店・九州支 店担当	島 田 教 雄	昭和18年1月31日生	昭和36年3月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成20年6月 当社入社 当社機器本部長 当社取締役機器本部長に就任 当社取締役 F A 第一本部長に就任 当社取締役 執行役員 F A 第一 本部長に就任 当社常務取締役 執行役員 F A 第一本部長に就任 当社取締役 常務執行役員 F A シ ステム事業担当、神戸支店・九州 支店担当に就任 当社取締役 専務執行役員 F A シ ステム事業担当、神戸支店・九州 支店担当に就任(現任)	(注)4	28
取締役		下 吉 英 之	昭和21年3月15日生	昭和43年4月 平成10年6月 平成14年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年10月 平成18年10月 当社入社 当社機電本部長 当社名古屋支社副支社長兼 F A 第 三本部長 当社取締役名古屋支社副支社長兼 F A 第三本部長に就任 当社取締役 執行役員 名古屋支 社長兼 F A 第三本部長に就任 当社取締役 常務執行役員に就任 株式会社大電社取締役に就任 同社代表取締役社長に就任(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注)4	26

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役	執行役員 管理部門 担当、 CSR推進 担当	住谷正志	昭和24年1月1日生	昭和48年4月 平成8年10月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月	当社入社 当社管理本部経営企画部長 当社経営企画本部長 当社管理部門統括本部長 当社執行役員 管理部門統括本部長 当社取締役 執行役員 管理部門担当に就任 当社取締役 執行役員 管理部門担当、CSR推進担当に就任(現任)	(注)4	10	
取締役		神田正志	昭和32年1月14日生	昭和56年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成21年6月	三菱電機株式会社入社 同社関西支社機器第二部長 同社関西支社副支社長兼関西支社機器第二部長(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注)4		
取締役		辻川正人	昭和33年1月31日生	昭和60年11月 昭和63年4月 昭和63年4月 平成6年1月 平成16年12月 平成19年6月	司法試験合格 大阪弁護士会登録 関西法律特許事務所入所 関西法律特許事務所パートナー 弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注)4		
監査役 常勤		田村勝彦	昭和21年12月20日生	平成40年3月 平成4年8月 平成10年4月 平成14年4月 平成18年4月 平成19年6月	当社入社 当社ビルシステム本部総合営業部長 当社管理本部総務部長 当社経営企画本部広報部長 当社広報部長兼東京広報部長 当社常勤監査役に就任(現任)	(注)5	21	
監査役		大谷康弘	昭和41年2月13日生	平成2年10月 平成12年4月 平成12年7月 平成13年8月 平成14年8月 平成15年6月 平成16年2月	太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 大谷公認会計士事務所所長(現任) ㈱関西ベンチャーインキュベート取締役に就任 同社代表取締役に就任(現任) ケイブアイ税理士法人社員 当社監査役に就任(現任) ケイブアイ税理士法人代表社員(現任)	(注)5		
監査役		塩路広海	昭和32年1月28日生	昭和59年10月 昭和62年4月 平成3年4月 平成19年6月	司法試験合格 大阪弁護士会登録 浅岡法律事務所(現 浅岡・瀧法律会計事務所)入所 塩路法律事務所開設 所長(現任) 当社監査役に就任(現任)	(注)5		
計								205

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2 取締役 神田正志、辻川正人の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
3 監査役 大谷康弘、塩路広海の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
4 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
木田 稔	昭和45年7月30日生	平成5年10月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所	(注)	
		平成16年1月	公認会計士木田 稔事務所所長(現任)		
		平成16年6月	(株)IPOサポートセンター(現 (株)アイサポート)代表取締役(現任)		
		平成18年12月	監査法人グラヴィタス 代表社員(現任)		

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

- 7 当社は、執行役員制度を平成15年6月27日より導入し、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命しております。  
執行役員の内、取締役を兼務していない執行役員は、以下の通りであります。

役職名	氏名
常務執行役員 東京支社長	安 齋 雄 二
常務執行役員 半導体デバイス事業担当	小 沼 博
常務執行役員 ソリューション事業担当兼全社技術担当・技術本部長	山 本 通 泰
執行役員 半導体技術・EMS統括本部長	浜 本 昭 文
執行役員 F A第一本部長	上 田 幸 男
執行役員 情報通信事業担当兼情報通信本部長・情通企画部長	濱 村 正 夫
執行役員 名古屋支社長、名古屋管理部長	真 鍋 善 英
執行役員 外資半導体デバイス統括本部長兼半導体デバイス第二本部長	松 野 秀 樹
執行役員 経営管理本部長	清 水 洋 二
執行役員 F A第二本部長	山 口 均

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社企業グループは、「企業の目的は効率的な経済活動を顕在化させ、長期的な株主価値の向上を目指すことにある」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主をはじめ取引先や従業員並びに近隣地域など様々なステークホルダーの期待と信頼に応えるとともに、一部上場企業として社会的責務を果たすことが重要課題であると認識しております。

その取組みの一環として、社外取締役と社外監査役に、それぞれ弁護士の方を招聘し、弁護士としての豊富な知識・経験を活かした法律面からのアドバイスをいただき、経営の透明性・健全性、遵法性の確保を高めてまいります。これにより、当社の経営体制は、取締役7名のうち社外取締役を2名、監査役3名のうち社外監査役を2名といたしております。

一方、当社の企業規模においては、本業での業績向上を図ることが最重要課題の一つと認識しており、このため、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命し、それぞれ取締役会、経営執行会議においてその役割を担っております。

なお、事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役、執行役員の任期を1年といたしております。

また、企業の社会的使命として環境問題への取り組み、コンプライアンス、社会貢献などを通じたCSRの遂行を实践するためにCSR推進本部を設けております。

コンプライアンスにつきましてもその重要性を十分認識し、CSR推進本部にコンプライアンス室を所属させ、法令や社内ルールの遵守はもとより社会倫理や道徳を尊重し、社会の一員であることを自覚した企業活動を行っております。

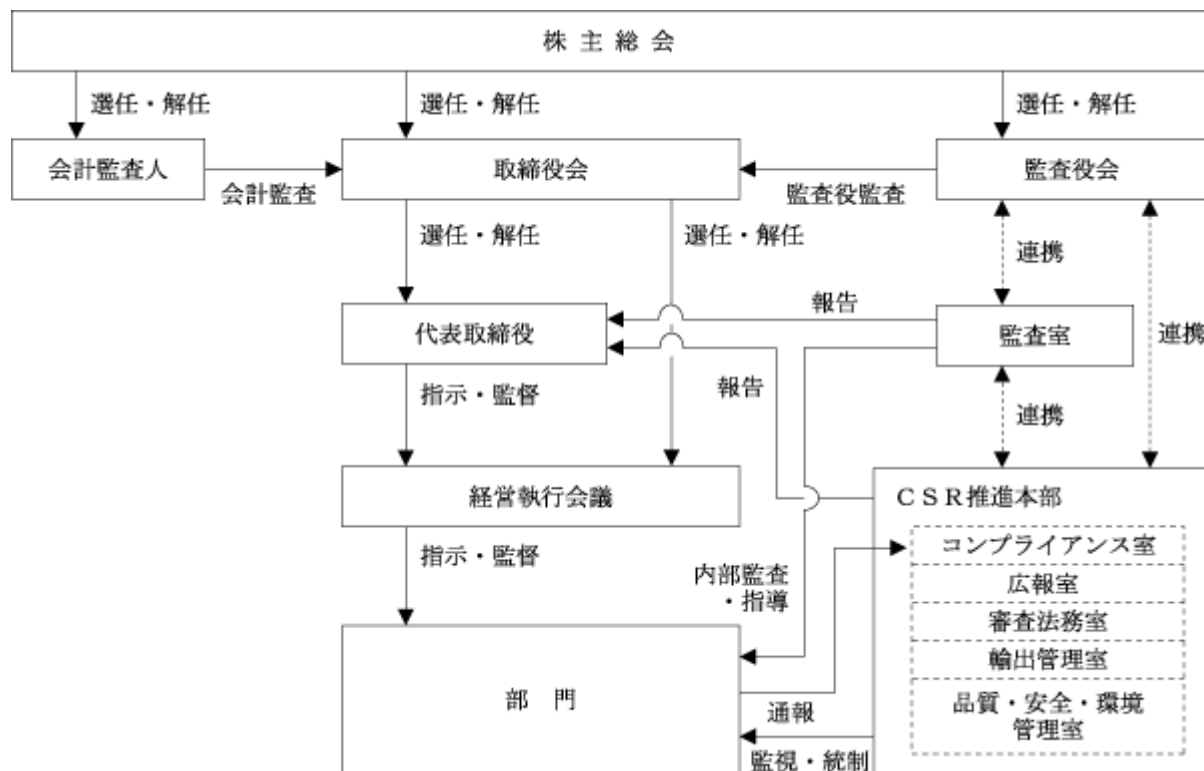
## (コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

## (1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しております。現在の監査役制度は、監査体制の充実と監査機能の強化を図っており経営の監視機能が十分働いております。従いまして、コーポレート・ガバナンスの観点からも現監査役制度は適切であり有効と考えております。

## 〔当社のコーポレート・ガバナンス体制〕



## 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備のために社内規程の整備をし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス室を設置するとともに業務の有効性と効率性を確保するための体制を構築するなど子会社を含めた業務の適正を確保する体制を整備しております。

## 反社会的勢力排除に向けた体制整備

「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否するとともに一切の関係を排除します」を基本的な対応方針としています。

当社は、地区の企業防衛協議会に加入し、警察との相互理解と協力により、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除し、企業と社会の調和に寄与することを目的として定期的に情報交換、連絡、互助活動を実施しております。

## リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程に従い、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。

## 内部監査体制

内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した組織として監査室がその任務を担当しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき業務運営及び財産管理の実態を調査し、内部統制の向上に努めております。

## 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査について、監査法人トーマツより

法定監査を受けており、監査役会への定期的な報告が実施されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 和田 朝喜	監査法人トーマツ
指定社員 業務執行社員 山田 美樹	監査法人トーマツ

なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士 6 名及び会計士補等 2 名で構成されております。

#### 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬	取締役を支払った報酬	178百万円
	(うち社外取締役に支払った報酬)	(6百万円)
	監査役を支払った報酬	18百万円
	(うち社外監査役を支払った報酬)	(8百万円)
計		197百万円

- (注) 1 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2 取締役の報酬額には、役員賞与35百万円が含まれております。

#### その他

##### a 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役としての有用な人材の招聘を容易にするとともに、その役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額でその責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

##### b 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

##### c 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

##### d 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

##### e 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における議決権の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役神田正志氏は、当社の主要株主である三菱電機株式会社(出資比率：7.49%)の関西支社副支社長であり、当社は同社と製品の仕入及び販売の取引関係があります。

社外取締役辻川正人氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であります。同弁護士事務所との取引内容等につきましては、後記の〔関連当事者情報〕に記載しております。

なお、その他の社外監査役につきましては、当社との特別な利害関係はありません。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当事業年度において、取締役会を16回、経営執行会議を12回、監査役会を6回開催いたしました。取締役は取締役会において法令に定められた事項や経営の基本方針を決定するとともに、経営執行会議などその他重要な会議に出席し業務執行状況を監督しております。また、監査役会においては、監査の方針・監査計画・監査の方法・監査業務の分担等を決議をもって策定・実施し監査法人との意見交換などを行っております。

情報開示につきましては、会社法・金融商品取引法等関係諸法令・金融商品取引所の定める適時開示規則に則って、ディスクロージャーを行っております。また、株主・投資家向のIR活動にも積極的に取組み、決算・経営情報、業績・財務データ、株式情報等、正確かつ公平にIR情報の適時開示に努めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社			39	5
連結子会社				
計			39	5

【その他重要な報酬の内容】

当社及び当社海外連結子会社は、監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査証明業務6百万円、非監査業務1百万円の報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

内部統制構築に関する助言・指導業務に係るものであります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。



1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2 8,518	2 9,236
受取手形及び売掛金	43,963	35,228
たな卸資産	7,939	-
商品	-	6,780
仕掛品	-	14
原材料	-	2
繰延税金資産	514	382
未収入金	2,025	1,011
その他	199	224
貸倒引当金	52	43
流動資産合計	63,108	52,837
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,064	6,071
減価償却累計額	3,193	3,382
建物及び構築物(純額)	2 2,871	2 2,688
機械装置及び運搬具	64	62
減価償却累計額	53	51
機械装置及び運搬具(純額)	11	11
工具、器具及び備品	548	607
減価償却累計額	430	454
工具、器具及び備品(純額)	117	153
土地	2 502	2 502
有形固定資産合計	3,502	3,355
無形固定資産		
のれん	38	-
ソフトウェア	212	318
電話加入権	1	1
その他	159	35
無形固定資産合計	412	355
投資その他の資産		
投資有価証券	1 8,058	1 6,219
長期貸付金	35	11
繰延税金資産	16	228
その他	567	998
貸倒引当金	153	250
投資その他の資産合計	8,524	7,207
固定資産合計	12,439	10,917
資産合計	75,547	63,755

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,886	25,746
短期借入金	2,661	2,338
未払法人税等	526	107
繰延税金負債	1	0
賞与引当金	687	542
その他	2,345	1,782
流動負債合計	41,108	30,519
固定負債		
長期借入金	299	109
繰延税金負債	587	-
退職給付引当金	365	417
負ののれん	-	4
その他	154	155
固定負債合計	1,407	686
負債合計	42,516	31,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,692	5,692
資本剰余金	5,571	5,571
利益剰余金	20,984	21,935
自己株式	83	446
株主資本合計	32,164	32,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	830	44
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	8	303
評価・換算差額等合計	821	258
少数株主持分	45	55
純資産合計	33,031	32,549
負債純資産合計	75,547	63,755

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売上高	130,871	116,539
売上原価	115,734	101,913
売上総利益	15,136	14,626
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	1,216	1,142
給料及び手当	4,974	5,130
賞与引当金繰入額	678	533
貸倒引当金繰入額	-	117
退職給付引当金繰入額	257	327
減価償却費	322	390
その他	4,192	4,383
販売費及び一般管理費合計	11,642	12,024
営業利益	3,494	2,601
営業外収益		
受取利息	62	42
受取配当金	119	124
仕入割引	31	22
為替差益	-	25
持分法による投資利益	98	67
雑収入	99	82
営業外収益合計	410	364
営業外費用		
支払利息	64	56
債権売却損	27	9
売上割引	199	183
為替差損	83	-
雑損失	65	61
営業外費用合計	441	310
経常利益	3,463	2,654
特別利益		
投資有価証券売却益	-	10
固定資産売却益	1 74	1 0
貸倒引当金戻入額	7	-
特別利益合計	82	11
特別損失		
投資有価証券売却損	18	21
投資有価証券評価損	58	619
ゴルフ会員権評価損	-	2
固定資産売却損	2 10	-
固定資産除却損	3 5	3 0
特別損失合計	91	644
税金等調整前当期純利益	3,454	2,021
法人税、住民税及び事業税	1,312	751
法人税等調整額	131	136
法人税等合計	1,443	615
少数株主利益	5	9
当期純利益	2,005	1,396

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	5,629	5,692
当期変動額		
新株の発行	62	-
当期変動額合計	62	-
当期末残高	5,692	5,692
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	5,509	5,571
当期変動額		
新株の発行	62	-
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	62	0
当期末残高	5,571	5,571
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	19,360	20,984
当期変動額		
剰余金の配当	382	445
当期純利益	2,005	1,396
当期変動額合計	1,623	950
当期末残高	20,984	21,935
<b>自己株式</b>		
前期末残高	81	83
当期変動額		
自己株式の取得	2	362
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	2	362
当期末残高	83	446
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	30,418	32,164
当期変動額		
新株の発行	124	-
剰余金の配当	382	445
当期純利益	2,005	1,396
自己株式の取得	2	362
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	1,745	588
当期末残高	32,164	32,752

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	2,287	830
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,457	785
当期変動額合計	1,457	785
当期末残高	830	44
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	0
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	39	8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47	294
当期変動額合計	47	294
当期末残高	8	303
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	2,327	821
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,505	1,079
当期変動額合計	1,505	1,079
当期末残高	821	258
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	-	45
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45	9
当期変動額合計	45	9
当期末残高	45	55
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	32,745	33,031
当期変動額		
新株の発行	124	-
剰余金の配当	382	445
当期純利益	2,005	1,396
自己株式の取得	2	362
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,459	1,070
当期変動額合計	286	482
当期末残高	33,031	32,549

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,454	2,021
減価償却費	325	391
のれん償却額	47	47
負ののれん償却額	2	4
賞与引当金の増減額（ は減少）	56	144
貸倒引当金の増減額（ は減少）	11	88
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	43	-
退職給付引当金の増減額（ は減少）	2	52
受取利息及び受取配当金	181	166
支払利息	64	56
為替差損益（ は益）	38	19
持分法による投資損益（ は益）	98	67
投資有価証券評価損益（ は益）	58	619
投資有価証券売却損益（ は益）	18	10
固定資産売却損益（ は益）	59	0
売上債権の増減額（ は増加）	6,879	8,045
たな卸資産の増減額（ は増加）	731	959
仕入債務の増減額（ は減少）	8,052	8,533
未収入金の増減額（ は増加）	250	1,007
その他	280	399
小計	2,176	4,002
利息及び配当金の受取額	197	184
利息の支払額	66	56
法人税等の支払額	1,669	1,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	638	2,968
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額（ は増加）	206	14
投資有価証券の取得による支出	893	111
投資有価証券の売却による収入	12	51
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	145	-
貸付けによる支出	1	6
貸付金の回収による収入	7	30
有形固定資産の取得による支出	815	138
有形固定資産の売却による収入	101	0
無形固定資産の取得による支出	116	176
その他の支出	73	316
その他の収入	30	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,397	642

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（ は減少）	416	186
長期借入れによる収入	212	150
長期借入金の返済による支出	557	468
社債の償還による支出	300	-
株式の発行による収入	124	-
自己株式の純増減額（ は増加）	2	362
配当金の支払額	380	436
少数株主への配当金の支払額	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	486	1,304
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	95	298
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,340	723
現金及び現金同等物の期首残高	9,741	8,401
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,401	1 9,125

## 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 15社            連結子会社の名称            立花イーエス(株)            (株)タチバナクリエート            研電工業(株)            (株)タチバナソリューションズプラザ            (株)宏和工業            (株)太洋商会            アドバンスロジスティクス(株)            (株)立花マネジメントサービス            (株)テクネット            タチバナセールス(シンガポール)社            タチバナセールス(香港)社            台湾立花股? 有限公司            立花機電貿易(上海)有限公司            タチバナセールス(韓国)社            タチバナセールス(バンコク)社            上記のうち、タチバナセールス(韓国)社及びタチバナセールス(バンコク)社については、新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。            また、(株)テクネットについては、平成19年10月1日に株式を追加取得し、子会社となりましたので、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。            なお、立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社はタチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。また、タチバナセールス(バンコク)社はタチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。</p>	<p>連結子会社の数 15社            連結子会社の名称            立花イーエス(株)            (株)タチバナクリエート            研電工業(株)            (株)タチバナソリューションズプラザ            (株)宏和工業            (株)太洋商会            アドバンスロジスティクス(株)            (株)立花マネジメントサービス            (株)テクネット            タチバナセールス(シンガポール)社            タチバナセールス(香港)社            台湾立花股? 有限公司            立花機電貿易(上海)有限公司            タチバナセールス(韓国)社            タチバナセールス(バンコク)社            なお、立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社はタチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。また、タチバナセールス(バンコク)社はタチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 1社            (株)大電社            なお、(株)テクネットについては、平成19年10月1日に株式を追加取得し、子会社となったことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めており、持分法の適用範囲からは除いております。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 1社            (株)大電社</p>



項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、海外連結子会社 6 社を除き、連結決算日と一致しております。</p> <p>海外連結子会社の決算日は、12月31日であります。</p> <p>なお、海外連結子会社 6 社については、連結決算日における仮決算は行っておりませんが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの          移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産          主として総平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産          主として定率法によっております。ただし、平成10年 4月 1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年          機械装置及び運搬具 4年～15年          工具、器具及び備品 2年～20年</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          同左</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>たな卸資産          主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。(会計方針の変更)</p> <p>たな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりますが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9号 平成18年 7月 5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産          主として定率法によっております。ただし、平成10年 4月 1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年          機械装置及び運搬具 4年～12年          工具、器具及び備品 2年～20年</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第 83号))に伴い、当連結会計年度より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、役員に支給する賞与に充てるため実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上していましたが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給額について取締役会決議を行っていること等から、当連結会計年度末は計上しておりません。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、5年間で均等償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。	同左

## 【会計処理の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当連結会計年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用になることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」「仕掛品」「原材料」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれている「商品」「仕掛品」「原材料」は、それぞれ7,836百万円、99百万円、3百万円であります。</p>

## 【注記事項】

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,298百万円	1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,349百万円
2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 31百万円 土地 107百万円 合計 144百万円 (2) 上記に対する債務 短期借入金 13百万円 長期借入金 32百万円 合計 45百万円	2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 30百万円 土地 107百万円 合計 143百万円 (2) 上記に対する債務 短期借入金 14百万円 長期借入金 9百万円 合計 23百万円
受取手形割引高 281百万円	受取手形割引高 119百万円

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 74百万円	1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 合計 0百万円
2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 10百万円 工具、器具及び備品 0百万円 合計 10百万円	
3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 2百万円 工具、器具及び備品 1百万円 その他 1百万円 合計 5百万円	3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 その他 0百万円 合計 0百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,192,342	188,760		21,381,102
合計	21,192,342	188,760		21,381,102
自己株式				
普通株式(注)2	91,422	2,024	45	93,401
合計	91,422	2,024	45	93,401

(注) 1 発行済株式数の増加188,760株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加2,024株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 自己株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	190	9	平成19年3月31日	平成19年6月12日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	191	9	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	234	11	平成20年3月31日	平成20年6月11日

当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	21,381,102	-	-	21,381,102
合計	21,381,102	-	-	21,381,102
自己株式				
普通株式(注)1,2	93,401	435,138	319	528,220
合計	93,401	435,138	319	528,220

(注) 1 自己株式数の増加435,138株は、取締役会決議による自己株式の取得の増加433,600株、単元未満株式の買取りによる増加1,538株であります。

2 自己株式数の減少319株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	234	11	平成20年3月31日	平成20年6月11日
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	211	10	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	208	10	平成21年3月31日	平成21年6月10日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 8,518百万円	現金及び預金勘定 9,236百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 117百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 111百万円
現金及び現金同等物 8,401百万円	現金及び現金同等物 9,125百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">339</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">189</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">382</td> <td style="text-align: center;">163</td> <td style="text-align: center;">219</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	43	13	29	工具、器具及び備品	339	150	189	合計	382	163	219	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">257</td> <td style="text-align: center;">125</td> <td style="text-align: center;">132</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">301</td> <td style="text-align: center;">144</td> <td style="text-align: center;">156</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	43	18	24	工具、器具及び備品	257	125	132	合計	301	144	156
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
機械装置及び運搬具	43	13	29																														
工具、器具及び備品	339	150	189																														
合計	382	163	219																														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
機械装置及び運搬具	43	18	24																														
工具、器具及び備品	257	125	132																														
合計	301	144	156																														
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																
1年以内	49百万円																																
1年超	107百万円																																
合計	156百万円																																
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																
支払リース料及び減価償却費相当額	支払リース料及び減価償却費相当額																																
支払リース料	62百万円																																
減価償却費相当額	62百万円																																
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																
	2 オペレーティング・リース取引																																
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料																																
	1年以内	122百万円																															
	1年超	83百万円																															
	合計	205百万円																															



(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,327	4,355	2,028
債券			
その他	83	103	19
小計	2,410	4,458	2,047
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	2,910	2,256	654
債券			
その他			
小計	2,910	2,256	654
合計	5,321	6,714	1,393

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
12		18

(3) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	45
関連会社株式	
上場株式	1,298
合計	1,344

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,116	1,766	649
債券			
その他	7	11	3
小計	1,124	1,777	653
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3,590	3,018	571
債券			
その他	36	27	9
小計	3,627	3,046	580
合計	4,751	4,823	72

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
51	10	21

(3) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	45
関連会社株式	
上場株式	1,349
合計	1,395

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>取引の内容及び利用目的 当社グループは、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるために外貨建債権債務について為替予約取引及び通貨オプションを利用しております。 なお、当該為替予約取引についてヘッジ会計を採用しております。 ヘッジ会計の方法 振当処理を採用しております。 ヘッジ対象とヘッジ手段 ヘッジ対象...外貨建債権債務 ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ方針 当社グループは、外貨建債権債務の期中平均残高を超えない様に利用することとしております。 ヘッジの有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p> <p>取引に対する取組方針 当社グループの利用するデリバティブ取引は、為替変動リスクを適正に回避するためのヘッジ目的で行っているものであり、決済見込額の範囲内で、予約の時期及び額に基準を設けて段階的に行っており、市場リスクを極力回避することに努めております。</p> <p>取引に係るリスクの内容 当社グループの為替予約取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引であり、実質的なリスクはないと判断しております。 また、通貨オプション取引についても為替相場変動によるリスクを有しておりますが、実需の範囲で行なっており、これが経営に与えるリスクは、限定的なものと判断しております。 なお、これらの取引の相手方は、信用度の高い銀行に限られており、取引相手方の債務不履行による損失の発生はほとんど予想しておりません。</p> <p>取引に係るリスクの管理体制 当社グループのデリバティブ取引の基本方針は、社内規程である「デリバティブ取引管理規程」があり、方針、手段、対象、決裁権限、実行及び管理等について定めております。 デリバティブ取引の実行及び管理については同規程に基づき海外本部及び海外子会社がこれを実行し、経営管理本部経理部において管理し、一定の限度を超えるリスクが発生しないようにしております。</p>	<p>取引の内容及び利用目的 同左</p> <p>取引に対する取組方針 同左</p> <p>取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>取引に係るリスクの管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の 取引	通貨オプション 取引 売建 コール	190		193	2
合計		190		193	2

- (注) 1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。  
2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

当連結会計年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																																				
<p>採用している退職給付制度の概要 連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は厚生年金基金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。</p> <p>当社グループの加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。</p> <p>厚生年金基金制度に関する事項</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年 3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">70,504百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">74,688百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">4,184百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日) 7.0%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高16,911百万円、資産評価調整控除額7,010百万円及び基本金5,716百万円であります。</p> <p>退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,280百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,736百万円</td> </tr> <tr> <td>c 未積立退職給付債務(a + b)</td> <td style="text-align: right;">544百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td>e 貸借対照表計上額純額 (c + d)</td> <td style="text-align: right;">365百万円</td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">365百万円</td> </tr> </table> <p>退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">260百万円</td> </tr> <tr> <td>e 厚生年金基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">226百万円</td> </tr> <tr> <td>f 割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)</td> <td style="text-align: right;">509百万円</td> </tr> </table> <p>退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>b 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)</td> <td style="text-align: right;">1.50%</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生年度より10年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年 5月15日)を適用しております。</p>	年金資産の額	70,504百万円	年金財政計算上の給付債務の額	74,688百万円	差引額	4,184百万円	a 退職給付債務	3,280百万円	b 年金資産	2,736百万円	c 未積立退職給付債務(a + b)	544百万円	d 未認識数理計算上の差異	178百万円	e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	365百万円	f 退職給付引当金	365百万円	a 勤務費用	181百万円	b 利息費用	75百万円	c 期待運用収益	44百万円	d 数理計算上の差異の費用処理額	47百万円	小計	260百万円	e 厚生年金基金拠出金	226百万円	f 割増退職金等	22百万円	g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	509百万円	a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	b 割引率	2.5%	c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.50%	d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年	<p>採用している退職給付制度の概要 連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は厚生年金基金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。</p> <p>当社グループの加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。</p> <p>厚生年金基金制度に関する事項</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年 3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">63,718百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">78,684百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">14,965百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日) 7.0%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高16,622百万円、資産評価調整加算額7,113百万円及び基本金8,770百万円であります。</p> <p>退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,432百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,424百万円</td> </tr> <tr> <td>c 未積立退職給付債務(a + b)</td> <td style="text-align: right;">1,008百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">590百万円</td> </tr> <tr> <td>e 貸借対照表計上額純額 (c + d)</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> </table> <p>退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">190百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">98百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">328百万円</td> </tr> <tr> <td>e 厚生年金基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">230百万円</td> </tr> <tr> <td>f 割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)</td> <td style="text-align: right;">590百万円</td> </tr> </table> <p>退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">a 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>b 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)</td> <td style="text-align: right;">1.50%</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生年度より10年</td> </tr> </table>	年金資産の額	63,718百万円	年金財政計算上の給付債務の額	78,684百万円	差引額	14,965百万円	a 退職給付債務	3,432百万円	b 年金資産	2,424百万円	c 未積立退職給付債務(a + b)	1,008百万円	d 未認識数理計算上の差異	590百万円	e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	417百万円	f 退職給付引当金	417百万円	a 勤務費用	190百万円	b 利息費用	80百万円	c 期待運用収益	40百万円	d 数理計算上の差異の費用処理額	98百万円	小計	328百万円	e 厚生年金基金拠出金	230百万円	f 割増退職金等	31百万円	g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	590百万円	a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	b 割引率	2.5%	c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.50%	d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年
年金資産の額	70,504百万円																																																																																				
年金財政計算上の給付債務の額	74,688百万円																																																																																				
差引額	4,184百万円																																																																																				
a 退職給付債務	3,280百万円																																																																																				
b 年金資産	2,736百万円																																																																																				
c 未積立退職給付債務(a + b)	544百万円																																																																																				
d 未認識数理計算上の差異	178百万円																																																																																				
e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	365百万円																																																																																				
f 退職給付引当金	365百万円																																																																																				
a 勤務費用	181百万円																																																																																				
b 利息費用	75百万円																																																																																				
c 期待運用収益	44百万円																																																																																				
d 数理計算上の差異の費用処理額	47百万円																																																																																				
小計	260百万円																																																																																				
e 厚生年金基金拠出金	226百万円																																																																																				
f 割増退職金等	22百万円																																																																																				
g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	509百万円																																																																																				
a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																																				
b 割引率	2.5%																																																																																				
c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.50%																																																																																				
d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年																																																																																				
年金資産の額	63,718百万円																																																																																				
年金財政計算上の給付債務の額	78,684百万円																																																																																				
差引額	14,965百万円																																																																																				
a 退職給付債務	3,432百万円																																																																																				
b 年金資産	2,424百万円																																																																																				
c 未積立退職給付債務(a + b)	1,008百万円																																																																																				
d 未認識数理計算上の差異	590百万円																																																																																				
e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	417百万円																																																																																				
f 退職給付引当金	417百万円																																																																																				
a 勤務費用	190百万円																																																																																				
b 利息費用	80百万円																																																																																				
c 期待運用収益	40百万円																																																																																				
d 数理計算上の差異の費用処理額	98百万円																																																																																				
小計	328百万円																																																																																				
e 厚生年金基金拠出金	230百万円																																																																																				
f 割増退職金等	31百万円																																																																																				
g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	590百万円																																																																																				
a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																																				
b 割引率	2.5%																																																																																				
c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.50%																																																																																				
d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年																																																																																				

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社監査役 2 当社従業員 704 当社国内子会社取締役 3 当社国内子会社従業員 38	当社従業員 19
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,072,000 (注)	普通株式 26,000 (注)
付与日	平成15年8月20日	平成16年4月13日
権利確定条件	1 付与日から権利確定日(平成17年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
対象勤務期間	平成15年8月20日～ 平成17年6月30日	平成16年4月13日～ 平成17年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年8月10日	平成16年10月19日	平成17年4月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成18年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年8月10日～ 平成18年6月30日	平成16年10月19日～ 平成18年6月30日	平成17年4月12日～ 平成18年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
	決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年8月9日	平成17年10月18日	平成18年4月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年8月9日～ 平成19年6月30日	平成17年10月18日～ 平成19年6月30日	平成18年4月11日～ 平成19年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	平成15年 7月14日	平成16年 4月12日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)	194,260	27,500
権利確定(株)		
権利行使(株)	175,560	12,100
失効(株)	18,700	15,400
未行使残(株)		

会社名	提出会社		
	平成16年 8月 9日	平成16年10月18日	平成17年 4月11日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	58,300	3,300	30,000
権利確定(株)			
権利行使(株)	1,100		
失効(株)			
未行使残(株)	57,200	3,300	30,000

会社名	提出会社		
	平成17年 8 月 8 日	平成17年10月17日	平成18年 4 月10日
権利確定前			
期首(株)	84,000	21,000	37,000
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)	84,000	21,000	37,000
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	84,000	21,000	37,000
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	84,000	21,000	37,000

単価情報

会社名	提出会社	
	平成15年 7 月14日	平成16年 4 月12日
権利行使価格(円)	625	1,115
行使時平均株価(円)	1,187	1,198
付与日における公正な評価単価(円)		

会社名	提出会社		
	平成16年 8 月 9 日	平成16年10月18日	平成17年 4 月11日
権利行使価格(円)	1,058	989	1,225
行使時平均株価(円)	1,146		
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	提出会社		
	平成17年 8 月 8 日	平成17年10月17日	平成18年 4 月10日
権利行使価格(円)	1,161	1,189	1,343
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年8月10日	平成16年10月19日	平成17年4月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成18年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年8月10日～ 平成18年6月30日	平成16年10月19日～ 平成18年6月30日	平成17年4月12日～ 平成18年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
	決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年8月9日	平成17年10月18日	平成18年4月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年8月9日～ 平成19年6月30日	平成17年10月18日～ 平成19年6月30日	平成18年4月11日～ 平成19年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	平成16年 8 月 9 日	平成16年10月18日	平成17年 4 月11日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	57,200	3,300	30,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	57,200	3,300	30,000
未行使残(株)			

会社名	提出会社		
	平成17年 8 月 8 日	平成17年10月17日	平成18年 4 月10日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	84,000	21,000	37,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	84,000	21,000	37,000

単価情報

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年 8 月 9 日	平成16年10月18日	平成17年 4 月11日
権利行使価格(円)	1,058	989	1,225
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年 8 月 8 日	平成17年10月17日	平成18年 4 月10日
権利行使価格(円)	1,161	1,189	1,343
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

[次へ](#)

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金 30百万円	貸倒引当金 69百万円
賞与引当金 279百万円	賞与引当金 221百万円
未払事業税 45百万円	未払事業税 13百万円
退職給付引当金 170百万円	退職給付引当金 190百万円
役員退職慰労金 61百万円	役員退職慰労金 63百万円
有価証券評価損 119百万円	有価証券評価損 114百万円
繰越欠損金 44百万円	繰越欠損金 29百万円
その他 218百万円	その他 175百万円
繰延税金資産 小計 969百万円	繰延税金資産 小計 876百万円
評価性引当額 52百万円	評価性引当額 183百万円
繰延税金資産 合計 917百万円	繰延税金資産 合計 693百万円
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 565百万円	その他有価証券評価差額金 30百万円
子会社の留保利益金 387百万円	子会社の留保利益金 31百万円
その他 21百万円	その他 20百万円
繰延税金負債 合計 975百万円	繰延税金負債 合計 82百万円
繰延税金負債の純額 57百万円	繰延税金資産の純額 610百万円
繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産 繰延税金資産 514百万円	流動資産 繰延税金資産 382百万円
固定資産 繰延税金資産 16百万円	固定資産 繰延税金資産 228百万円
流動負債 繰延税金負債 1百万円	流動負債 繰延税金負債 0百万円
固定負債 繰延税金負債 587百万円	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.6%	法定実効税率 40.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.1%
住民税均等割等 1.0%	住民税均等割等 1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.5%
持分法投資損益 1.2%	持分法投資損益 1.4%
その他 0.0%	評価性引当額 6.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.8%	子会社の留保利益金 17.6%
	その他 2.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.4%

[前△](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	105,457	11,081	116,539		116,539
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,812	397	2,210	(2,210)	
計	107,270	11,479	118,749	(2,210)	116,539
営業費用	104,981	11,165	116,147	(2,208)	113,938
営業利益	2,288	313	2,602	(1)	2,601
資産	52,621	2,874	55,495	8,259	63,755

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

アジア：シンガポール、中国、台湾、韓国、タイ

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は8,679百万円であり、その主なものは、余資運用資金（定期預金等）及び長期投資資金（投資有価証券等）であります。



【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	11,722	109	11,831
連結売上高(百万円)			116,539
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.1	0.1	10.2

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。  
2 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。  
アジア：シンガポール、中国、台湾、韓国、タイ  
その他：オーストラリア、アメリカ、フランス  
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	辻川正人			当社社外 取締役				法律顧問 契約報酬等	3		

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
辻川正人氏は弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であり、上記取引は社外取締役が第三者のためにする会社との取引であります。  
大阪弁護士会所定の報酬規定に基づき交渉により決定しております。  
当社取締役には平成19年6月29日に就任したため、それ以降の期間の法律顧問契約報酬等を集計しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等 の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	辻川正人			当社社外 取締役		法律顧問 契約報酬等	法律顧問 契約報酬等	19		

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
辻川正人氏は弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であり、上記取引は社外取締役が第三者のためにする会社との取引であります。  
大阪弁護士会所定の報酬規定に基づき交渉により決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,549円52銭	1株当たり純資産額	1,558円25銭
1株当たり当期純利益	94円37銭	1株当たり当期純利益	66円11銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	94円29銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-

(注) 1 当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	33,031	32,549
普通株式に係る純資産額(百万円)	32,985	32,494
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	45	55
普通株式の発行済株式数(千株)	21,381	21,381
普通株式の自己株式数(千株)	93	528
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	21,287	20,852

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	2,005	1,396
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,005	1,396
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,252	21,121
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	19	
普通株式増加数(千株)	19	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,241	2,049	1.11	
1年以内に返済予定の長期借入金	419	288	1.64	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	299	109	1.67	平成22年4月20日から 平成31年3月9日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
其他有利子負債				
合計	2,960	2,448		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	49	11	7	7

(2) 【その他】

1 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
売上高 (百万円)	29,609	34,406	27,991	24,531
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	781	478	626	135
四半期純利益金額 (百万円)	467	288	143	497
1株当たり四半期純利益金額 (円)	21.96	13.57	6.80	23.81

2 訴訟

当社は、平成20年10月24日付けにて、マックス株式会社より、同社に納入した住宅用火災報知器の不具合について、同製品の取引解除による支払済み代金の返還及び同製品の回収費用、その他の費用の損害賠償請求の訴訟（請求額837百万円及びうち566百万円に対する遅延損害金）を提起され、現在係争中であります。

当社はこの訴えについて、請求全部を不当として争っているだけでなく、当該取引に係る未回収の売買代金等の支払いを求める反訴を提起すべく準備を進めております。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,534	7,376
受取手形	1 7,983	1 7,235
売掛金	1 33,972	1 26,186
商品	6,880	5,807
前渡金	80	44
前払費用	86	103
繰延税金資産	495	364
未収入金	2,027	1,063
その他	221	92
貸倒引当金	43	34
流動資産合計	58,238	48,239
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,820	5,824
減価償却累計額	3,034	3,215
建物（純額）	2,786	2,609
構築物	90	90
減価償却累計額	37	44
構築物（純額）	52	45
車両運搬具	14	14
減価償却累計額	8	11
車両運搬具（純額）	5	3
工具、器具及び備品	476	548
減価償却累計額	374	415
工具、器具及び備品（純額）	102	132
土地	395	395
有形固定資産合計	3,342	3,186
無形固定資産		
商標権	3	2
ソフトウェア	207	310
その他	143	19
無形固定資産合計	354	332
投資その他の資産		
投資有価証券	6,748	4,860
関係会社株式	1,293	572
出資金	0	0
従業員に対する長期貸付金	9	10
関係会社長期貸付金	33	180

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
破産更生債権等	97	246
長期前払費用	28	37
繰延税金資産	-	245
差入保証金	286	284
その他	68	323
貸倒引当金	106	185
投資その他の資産合計	8,460	6,577
固定資産合計	12,156	10,096
資産合計	70,394	58,336
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,295	1,591
買掛金	29,713	21,594
短期借入金	2,220	2,050
1年内返済予定の長期借入金	335	211
未払金	824	465
未払費用	187	178
未払法人税等	490	68
未払消費税等	67	145
前受金	498	455
預り金	584	469
前受収益	12	16
賞与引当金	654	514
その他	1	-
流動負債合計	37,884	27,759
固定負債		
長期借入金	211	-
繰延税金負債	188	-
退職給付引当金	337	392
その他	151	151
固定負債合計	888	543
負債合計	38,773	28,302

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,692	5,692
資本剰余金		
資本準備金	5,492	5,492
その他資本剰余金	76	76
資本剰余金合計	5,569	5,569
利益剰余金		
利益準備金	349	349
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	50	49
別途積立金	16,700	18,000
繰越利益剰余金	2,481	738
利益剰余金合計	19,582	19,138
自己株式	48	410
株主資本合計	30,795	29,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	827	44
繰延ヘッジ損益	0	0
評価・換算差額等合計	826	44
純資産合計	31,621	30,033
負債純資産合計	70,394	58,336

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>売上高</b>		
商品売上高	120,566	104,292
手数料収入	35	43
売上高合計	120,601	104,336
<b>売上原価</b>		
商品期首たな卸高	6,584	6,880
当期商品仕入高	106,733	89,847
合計	113,318	96,727
他勘定受入高	<sub>1</sub> 497	<sub>1</sub> 464
他勘定振替高	<sub>2</sub> 113	<sub>2</sub> 110
商品期末たな卸高	6,880	5,807
売上原価合計	106,822	91,274
<b>売上総利益</b>	13,779	13,061
<b>販売費及び一般管理費</b>		
運送費及び保管費	1,199	1,120
給料及び手当	4,450	4,600
賞与引当金繰入額	654	514
福利厚生費	838	852
旅費及び交通費	532	506
退職給付引当金繰入額	252	320
減価償却費	314	377
貸倒引当金繰入額	-	72
その他	2,257	2,467
販売費及び一般管理費合計	10,498	10,833
<b>営業利益</b>	3,281	2,227
<b>営業外収益</b>		
受取利息	18	16
受取配当金	139	140
仕入割引	28	20
為替差益	-	66
雑収入	83	63
営業外収益合計	<sub>3</sub> 269	307
<b>営業外費用</b>		
支払利息	57	47
社債利息	0	-
債権売却損	26	9
売上割引	198	168
為替差損	76	-
雑損失	58	54
営業外費用合計	418	279
<b>経常利益</b>	3,132	2,256

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	4 74	4 0
投資有価証券売却益	-	10
貸倒引当金戻入額	7	-
<b>特別利益合計</b>	<b>82</b>	<b>10</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	5 10	-
固定資産除却損	6 5	6 0
投資有価証券売却損	18	21
投資有価証券評価損	58	619
関係会社株式評価損	-	721
ゴルフ会員権評価損	-	2
<b>特別損失合計</b>	<b>91</b>	<b>1,365</b>
税引前当期純利益	3,122	901
法人税、住民税及び事業税	1,245	669
法人税等調整額	102	230
<b>法人税等合計</b>	<b>1,347</b>	<b>899</b>
<b>当期純利益</b>	<b>1,775</b>	<b>2</b>



【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	5,629	5,692
当期変動額		
新株の発行	62	-
当期変動額合計	62	-
当期末残高	5,692	5,692
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	5,430	5,492
当期変動額		
新株の発行	62	-
当期変動額合計	62	-
当期末残高	5,492	5,492
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	76	76
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	76	76
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	5,507	5,569
当期変動額		
新株の発行	62	-
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	62	0
当期末残高	5,569	5,569
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	349	349
当期末残高	349	349
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
前期末残高	-	50
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	0	1
固定資産圧縮積立金の積立	51	-
当期変動額合計	50	1
当期末残高	50	49

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	15,000	16,700
<b>当期変動額</b>		
別途積立金の積立	1,700	1,300
当期変動額合計	1,700	1,300
当期末残高	16,700	18,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	2,839	2,481
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	382	445
当期純利益	1,775	2
固定資産圧縮積立金の取崩	0	1
固定資産圧縮積立金の積立	51	-
別途積立金の積立	1,700	1,300
当期変動額合計	357	1,742
当期末残高	2,481	738
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	18,189	19,582
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	382	445
当期純利益	1,775	2
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-
別途積立金の積立	-	-
当期変動額合計	1,393	443
当期末残高	19,582	19,138
<b>自己株式</b>		
前期末残高	46	48
<b>当期変動額</b>		
自己株式の取得	2	362
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	2	362
当期末残高	48	410
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	29,279	30,795
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	124	-
剰余金の配当	382	445
当期純利益	1,775	2
自己株式の取得	2	362

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	1,515	806
当期末残高	30,795	29,988
評価・換算差額等		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	2,281	827
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,454	782
<b>当期変動額合計</b>	1,454	782
当期末残高	827	44
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	0	0
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
<b>当期変動額合計</b>	0	0
当期末残高	0	0
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	2,281	826
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,455	782
<b>当期変動額合計</b>	1,455	782
当期末残高	826	44
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	31,561	31,621
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	124	-
剰余金の配当	382	445
当期純利益	1,775	2
自己株式の取得	2	362
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,455	782
<b>当期変動額合計</b>	60	1,588
<b>当期末残高</b>	31,621	30,033

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2 棚卸資産の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法によっております。	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 (会計方針の変更) たな卸資産については、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車両運搬具 4年～6年 工具、器具及び備品 2年～20年	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車両運搬具 4年～6年 工具、器具及び備品 2年～20年

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、当期より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当期より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>当期より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>
4 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員に支給する賞与に充てるため実際支給見込額の当期負担額を計上していましたが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給額について取締役会決議を行っていることから、当期末は計上していません。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当事業年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。		1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
受取手形	267百万円	受取手形	233百万円
売掛金	997百万円	売掛金	547百万円
保証債務		保証債務	
(1) 被保証者	タチバナセールス (シンガポール)社	(1) 被保証者	タチバナセールス (シンガポール)社
保証金額	34百万円	保証金額	34百万円
保証債務の内容	三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証	保証債務の内容	三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証
(2) 被保証者	タチバナセールス (シンガポール)社	(2) 被保証者	タチバナセールス (シンガポール)社
保証金額	100百万円	保証金額	68百万円
保証債務の内容	銀行借入金の債務保証	保証債務の内容	銀行借入金の債務保証
(3) 被保証者	台湾立花股? 有限公司	(3) 被保証者	台湾立花股? 有限公司
保証金額	600百万円	保証金額	289百万円
保証債務の内容	住友金属鉱山(株)との仕入取引契約に伴う債務保証	保証債務の内容	住友金属鉱山(株)との仕入取引契約に伴う債務保証
受取手形割引高	39百万円	受取手形割引高	9百万円

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 他勘定受入高の内訳は次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 497百万円	1 他勘定受入高の内訳は次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 464百万円
2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 建物 1百万円 工具、器具及び備品 14百万円 販売費及び一般管理費 96百万円 その他 1百万円 合計 113百万円	2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 9百万円 ソフトウェア 5百万円 販売費及び一般管理費 95百万円 合計 110百万円
3 関係会社に係る注記 営業外収益に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 受取利息 4百万円 受取配当金 20百万円 その他の営業外収益 4百万円	
4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 74百万円	4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 0百万円
5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物 10百万円 その他 0百万円 合計 10百万円	
6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2百万円 工具、器具及び備品 1百万円 その他 1百万円 合計 5百万円	6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 0百万円 工具、器具及び備品 0百万円 その他 0百万円 合計 0百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	59,978	2,024	45	61,957

(注) 1 自己株式の増加2,024株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 自己株式の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	61,957	435,138	319	496,776

(注) 1 自己株式の増加435,138株は、自己株式の買取り433,600株と単元未満株式の買取り1,538株であります。

2 自己株式の減少319株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。



(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)				当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																													
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																													
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																										
車両運搬具	5	1	3	車両運搬具	5	2	2																										
工具、器具及び備品	333	148	184	工具、器具及び備品	251	122	128																										
合計	338	150	187	合計	256	125	131																										
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年以内</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>131百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>58百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				1年以内	56百万円	1年超	131百万円	合計	187百万円	支払リース料	58百万円	減価償却費相当額	58百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年以内</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>56百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年以内</td> <td>89百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140百万円</td> </tr> </table>				1年以内	43百万円	1年超	87百万円	合計	131百万円	支払リース料	56百万円	減価償却費相当額	56百万円	1年以内	89百万円	1年超	50百万円	合計	140百万円
1年以内	56百万円																																
1年超	131百万円																																
合計	187百万円																																
支払リース料	58百万円																																
減価償却費相当額	58百万円																																
1年以内	43百万円																																
1年超	87百万円																																
合計	131百万円																																
支払リース料	56百万円																																
減価償却費相当額	56百万円																																
1年以内	89百万円																																
1年超	50百万円																																
合計	140百万円																																

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,194	829	365

当事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	472	472	-

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 貸倒引当金 30百万円 賞与引当金 265百万円 未払事業税 44百万円 退職給付引当金 158百万円 役員退職慰労金 61百万円 有価証券評価損 112百万円 その他 219百万円 繰延税金資産 合計 892百万円 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 565百万円 その他 20百万円 繰延税金負債 合計 586百万円 繰延税金資産の純額 306百万円 平成20年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産 繰延税金資産 495百万円 固定負債 繰延税金負債 188百万円	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 貸倒引当金 58百万円 賞与引当金 208百万円 未払事業税 12百万円 退職給付引当金 180百万円 役員退職慰労金 61百万円 有価証券評価損 107百万円 関係会社株式評価損 316百万円 その他 164百万円 繰延税金資産 小計 1,109百万円 評価性引当額 448百万円 繰延税金資産 合計 660百万円 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 30百万円 その他 20百万円 繰延税金負債 合計 50百万円 繰延税金資産の純額 610百万円 平成21年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産 繰延税金資産 364百万円 固定資産 繰延税金資産 245百万円
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5% 住民税均等割等 1.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.0% その他 0.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.2%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 9.1% 住民税均等割等 3.6% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.4% 評価性引当額 49.8% その他 0.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 99.8%

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,483円26銭	1株当たり純資産額	1,438円09銭
1株当たり当期純利益	83円40銭	1株当たり当期純利益	0円10銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	83円33銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	

(注) 1 当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株予約権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	1,775	2
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,775	2
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,283	21,153
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 新株予約権	19	
普通株式増加数(千株)	19	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
投資 有価 証券	その他 有価 証券	(株)ノーリツ	640,987	833
		三菱電機(株)	1,758,500	775
		(株)きんでん	727,224	578
		(株)池田銀行	116,400	483
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	517,130	246
		エスペック(株)	419,083	188
		(株)伊予銀行	183,346	182
		大陽日酸(株)	266,200	170
		(株)たけびし	459,808	126
		日本管財(株)	93,500	116
		(株)かわでん	1,085	108
		(株)ダイフク	190,248	100
		井上金属工業(株)	198,000	85
		ホーチキ(株)	159,200	84
		富士機械製造(株)	102,025	81
		その他65銘柄	1,412,375	659
				計

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
投資 有価 証券	その他 有価 証券	〔証券投資信託の受益証券〕		
		ノムラ日本株戦略ファンド 他3銘柄	60,926,854	38
		計	60,926,854	38

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,820	7	3	5,824	3,215	184	2,609
構築物	90			90	44	7	45
車両運搬具	14	0		14	11	2	3
工具、器具及び備品	476	78	5	548	415	46	132
土地	395			395			395
建設仮勘定		38	38				
有形固定資産計	6,796	124	47	6,873	3,686	240	3,186
無形固定資産							
商標権	5			5	3	0	2
ソフトウェア	1,400	215		1,616	1,305	113	310
その他	143	21	144	20	0	0	19
無形固定資産計	1,549	236	144	1,641	1,309	113	332
長期前払費用	70	47	26	91	53	22	37
繰延資産							
繰延資産計							

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	149	124	2	51	219
賞与引当金	654	514	653	0	514

(注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額8百万円及び洗替額43百万円であります。

2 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、支給見込額と支給額の差額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	39
預金	
当座預金	2,248
普通預金	57
別段預金	2
通知預金	4,650
外貨預金	378
預金計	7,337
合計	7,376

b 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ダイドー(株)	522
岡村産業(株)	264
タカラ通商(株)	239
昭和産業(株)	230
浜ゴムエンジニアリング(株)	170
その他	5,808
合計	7,235

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成21年4月満期	1,795
5月満期	1,922
6月満期	1,548
7月満期	1,349
8月満期	354
9月以降満期	264
合計	7,235

c 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
鹿島北共同発電(株)	1,957
神鋼リース(株)	1,763
(株)きんでん	1,127
三菱電機(株)	1,099
(株)神戸製鋼所	736
その他	19,501
合計	26,186

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
A	B	C	D	$\frac{C}{A+B} \times 100$	$\frac{\frac{A+D}{2}}{\frac{B}{365}}$
33,972	109,379	117,165	26,186	81.7	100.4

d 商品

品目	金額(百万円)
F A 機器	1,501
半導体デバイス	2,721
情報通信機器	365
施設機器その他	1,219
合計	5,807

負債の部

a 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三菱電機システムサービス(株)	187
石原電子(株)	170
安田工業(株)	141
西芝電機(株)	133
三菱電機エンジニアリング(株)	86
その他	872
合計	1,591

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成21年4月満期	299
5月満期	457
6月満期	536
7月満期	296
8月以降満期	1
合計	1,591

b 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
コンチェルト・レシーバブルズ・コーポレーション	6,599
東芝三菱電機産業システム(株)	3,161
三菱電機(株)	2,495
三菱UFJファクター(株)	2,065
三菱電機住環境システムズ(株)	1,359
その他	5,912
合計	21,594

(3) 【その他】

訴訟

1〔連結財務諸表等〕(2)〔その他〕に記載しております。



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.tachibana.co.jp/">http://www.tachibana.co.jp/</a>
株主に対する特典	ありません

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増を請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第79期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月30日 関東財務局長に提出。
(2) 有価証券報告書 の訂正報告書	(第75期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
	(第76期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
	(第77期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
	(第78期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
	(第78期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成20年8月11日 関東財務局長に提出。
(3) 有価証券報告書 の訂正報告書 の訂正報告書	(第75期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成20年6月13日 近畿財務局長に提出。
	(第79期中)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	平成20年8月11日 関東財務局長に提出。
(4) 半期報告書 の訂正報告書	(第78期中)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	平成20年8月11日 関東財務局長に提出。
	(第79期中)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	平成20年8月11日 関東財務局長に提出。
(5) 四半期報告書、四 半期報告書の確認 書	(第80期) 第1四半期	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	平成20年8月12日 関東財務局長に提出。
	(第80期) 第2四半期	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	平成20年11月14日 関東財務局長に提出。
	(第80期) 第3四半期	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況 報告書			平成20年4月14日 平成20年5月14日 平成20年6月12日 平成20年10月14日 平成21年1月14日 平成21年2月13日 平成21年3月12日 平成21年4月14日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 洋 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 美 樹

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社立花エレテックの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社立花エレテックが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトックの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 田 美 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトックの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。